



絆をつむぐ ふるさと

健幸創造都市

草津

第6次

草津市総合計画

基本構想

2021-2032

はじめに

ひと・まち・ときをつなぐ

絆をつむぐ ふるさと 健幸創造都市 草津の実現に向けて

我が国では、かつて経験したことのない人口減少と少子高齢化の進行に直面しており、また、地球温暖化に起因する自然災害の激甚化、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行、行政のデジタル化など、社会全体として、急速に変化する社会情勢への対応が求められております。

本市におきましても、今後、人口減少局面を迎え、少子高齢化がさらに進行することに伴い、社会保障費の増大や税収の減少、コミュニティの希薄化など、課題がますます多様化・複雑化してまいります。

こうした状況を踏まえ、持続可能な社会の実現に向けて、これからの12年間のまちづくりの指針となる第6次草津市総合計画を策定いたしました。

本計画の策定にあたっては、地域別懇談会や市民意識調査、高校生アンケート調査などを実施させていただき、地域の皆様や、高校生をはじめ、様々な年代の皆様のまちづくりに対する思いや御意見をお聞きするとともに、これからの本市の未来を共有させていただきながら、皆様と共に、新しいビジョンを描いてまいりました。

総合計画に基づき築いてきた、この「住みよいまち」をさらに発展させ、次世代に継承していくためには、これまでのまちづくりの歩みをとめることなく、様々な課題に果敢に挑戦していかなければなりません。

本計画では、将来に描くまちの姿として、「ひと・まち・ときをつなぐ 絆をつむぐ ふるさと 健幸創造都市 草津」を掲げており、「絆」には、社会が急速に変化する時代だからこそ、人や地域の絆を大切にしていきたいという願いを、「創造」には、誰もが生きがいをもち、健やかに幸せに暮らせるまちを、共に創り上げていく、まちづくりに挑戦していくという想いを込めております。

今を生きる私たちは、未来の創造者です。

将来にわたり、明るい草津の未来を共に創ってまいりましょう。

結びに、本計画の策定にあたりまして、草津市総合計画審議会委員の皆様をはじめ、総合計画策定市民会議、タウンミーティング等で貴重な御意見をいただきました多くの皆様に心から厚くお礼を申し上げます。

令和3年3月

草津市長 橋川 渉



目次

策定にあたって

- 1. 総合計画について…………… 1
- 2. 草津市の概要…………… 6
- 3. 人口の見通し…………… 11
- 4. 社会情勢の変化について…………… 14

基本構想

第1章 将来ビジョン…………… 26

- 1. 将来に描くまちの姿…………… 26
- 2. 人口フレーム…………… 28
- 3. 将来のまちの構造…………… 28

第2章 まちづくりの基本目標…………… 31

- 1. 「こころ」育むまち…………… 32
- 2. 「笑顔」輝くまち…………… 34
- 3. 「暮らし」支えるまち…………… 36
- 4. 「魅力」あふれるまち…………… 38
- 5. 「未来」への責任…………… 40

資料編…………… 41

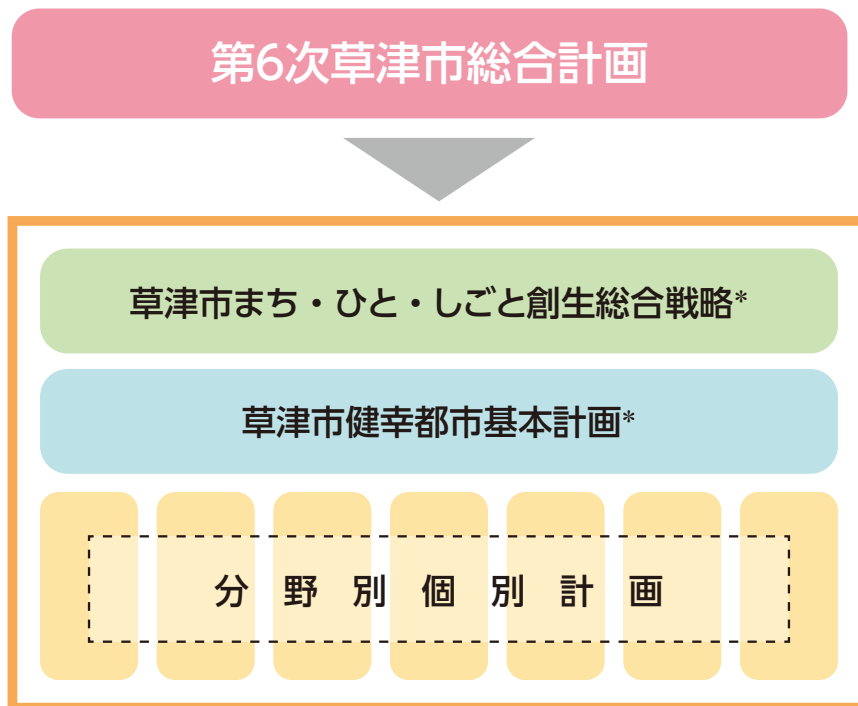
策定にあたって

1 総合計画について

(1) 計画の位置付け

総合計画は、本市の目指す将来ビジョンを実現するため、“総合的かつ計画的なまちづくりの指針”として、市の最上位計画に位置付けています。

本市における各分野の個別計画は、総合計画の考え方に沿って策定しています。



(2) 根拠法令等

基本構想は、かつて地方自治法により市町村に策定が義務付けられていましたが、地方分権改革の一環として平成23（2011）年に地方自治法が改正され、基本構想の策定を義務付けていた規定が廃止されました。これにより、これまで以上に独自性や自立した行政運営が求められるようになりました。

こうした中、本市では、多様化する市民ニーズを的確に受け止め、自ら考え行動するといった自律性をもって市政運営に取り組んでいくための市政運営の基本的な考え方などを定めた「草津市自治体基本条例」を制定し、市民の参加を得た総合計画の策定義務を規定するとともに、その位置付けや役割を明確化しています。

また、「草津市議会基本条例」において、基本構想および基本計画（方針および施策に限る。）については、議会の議決事件と規定しています。

※ 文章中の*印のある用語は、巻末(57ページ以降)に解説を掲載しています。

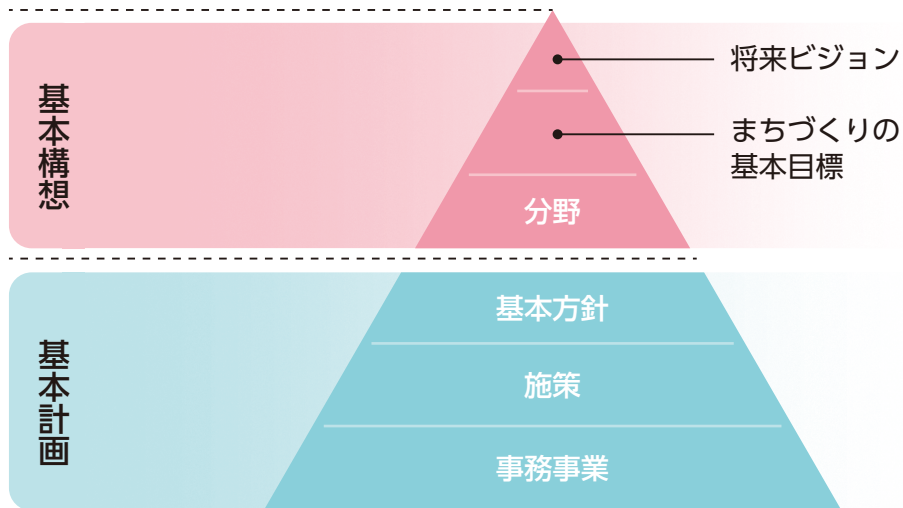
(3) 計画の構成と期間

総合計画は、「基本構想」と「基本計画」からなる二層構造としています。

① 基本構想

本市の目指すべき将来ビジョンを示し、その実現に向けたまちづくりの基本目標などを明らかにし、基本計画の方向づけを行うものです。

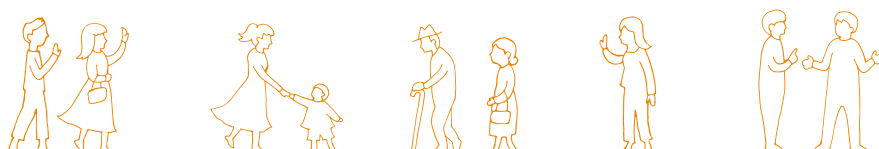
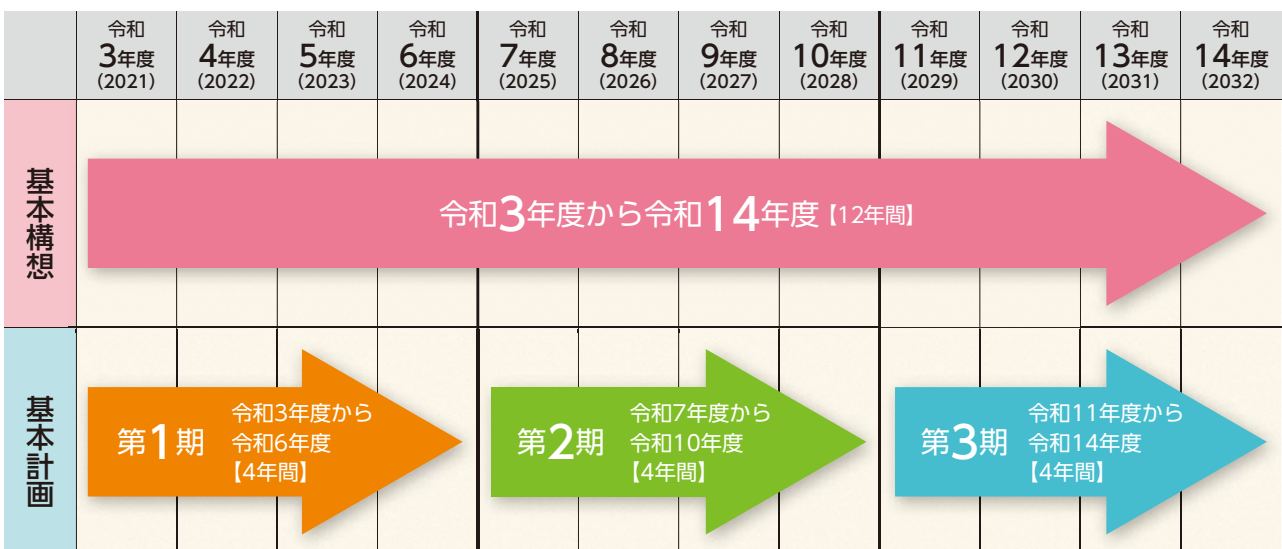
なお、構想期間は、令和3（2021）年度から令和14（2032）年度までの12年間とします。



② 基本計画

基本構想に掲げる将来ビジョン、まちづくりの基本目標に基づき、各分野・基本方針の主要な施策、達成すべき目標や指標などを明らかにするものです。

なお、計画期間は、市長の任期と合わせ、1期4年の3期計画とします。また、基本計画には分野別の基本方針ごとに成果指標を掲げ、指標の定期的な検証により、常に時代の流れや市民の意向、施策の進捗状況等に応じて、総合的な管理および運営を行います。



(4) これまでのまちづくりの歩み

第1次草津市総合開発計画では「調和のとれた10万都市づくり」、第2次草津市総合開発計画では、「活力のある調和のとれた市民都市をめざして」として、京阪神大都市圏のベッドタウンとして人口が急増するなかで「調和のとれた」まちづくりを進めて現在の都市基盤の礎を築きました。

西暦	和暦	総合計画	主な動き	主な施設整備	
1954	昭和29		●草津市誕生 (草津町・志津村・老上村・山田村・笠縫村・常盤村が合併) ●人口 32,152人		
	31		●澁川地区編入		
	37			●湖南衛生プラント完成	
	38		●第一回市美術展開催		
	39		●市民歌制定	●上水道の一部給水開始	
	42		●市民憲章制定	●国鉄草津駅(現駅舎)完成	
	44		●国鉄草津・京都間複々線化完成 ●第一回宿場まつり開催		
	1970		45	第1次 草津市総合開発計画 「調和のとれた 10万都市づくり」 (1)市民のための市政を高めるために (2)さわやかな明るいまちづくりのために (3)教育と文化を高めるために (4)豊かな近代都市づくりのために	
46		●5万人突破	●市立保育所(草津保育所)開設		
47			●草津用水完成		
48			●学校給食センター完成 ●勤労青少年ホーム完成		
49		●6万人突破	●近江大橋開通		
50					
51			●プラスチックごみ再生処理工場運転開始		
52		●7万人突破	●市民体育館完成 ●清掃工場操業開始 ●笠縫公民館改築		
53		●米国ミシガン州ポンティアック市と姉妹都市提携 ●「草津市民の環境を守る条例」施行	●社会福祉センター完成 ●常盤農業研修センター開設 ●志津公民館移転新築		
54		●第一回市民教養大学開講	●勤労福祉センター・働く婦人の家完成 ●志津運動公園完成		
55					
1981	56	第2次 草津市総合開発計画 「活力のある 調和のとれた 市民都市をめざして」 (1)人間性を尊重するまち (2)自然の美しさと生活環境を大切にすまち (3)歴史と伝統を大切にすまち (4)活力を創造するまち	●市の花「アオバナ」 ●市の木「キンモクセイ」制定	●農業者トレーニングセンター完成 ●草津公民館改築 ●草津市総合体育館完成 ●草津第二公民館開設	
	57		●8万人突破 ●第一回くさつ産業フェア開催 ●観音寺市と姉妹都市提携	●コミュニティ防災センター完成 ●笠縫東公民館開設	
	58			●市立図書館オープン ●矢倉公民館開設	
	59			●玉川公民館開設	
	60		●デイサービス事業開始 ●草津市シルバー人材センター設立	●山田公民館移転新築	
	61・62			●老上公民館改築	
	63		●「ゆたかな草津 人権と平和を守る都市」宣言 ●9万人突破	●常盤公民館移転新築 ●サンサン通り、駅西側三路線開通 ●ロクハ公園プール完成	
	平成元				●草津駅前地区再開発事業 Lty932 完成
	2				

第3次草津市総合計画では、びわ湖の感動都市「活力と魅力にあふれる生活文化創造のまち」として、草津駅周辺や南草津駅周辺を中心とする都市核の形成や広域圏拠点核の位置付けなど、ハード基盤整備を中心として自主性の高い都市構造づくりを進めてきました。

第4次草津市総合計画では、「パートナーシップで築く 人と環境にやさしい淡海に輝く出会いの都市」として、ハード面からの都市機能の集約を一層充実させるとともに、これらをより生

西暦	和暦	総合計画	主な動き	主な施設整備	
1991	3	第3次 草津市総合計画 (ハイプラン21) びわ湖の感動都市 「活力と魅力にあふれる 生活文化創造のまち」	●中国上海市徐匯区と友好交流始まる		
	4		<ul style="list-style-type: none"> ●「交通安全都市宣言」 ●第一回Oh!湖草津マラソン開催 ●草津市史第七巻発行で編さん完了 ●湖岸堤、管理用道路開通 	<ul style="list-style-type: none"> ●草津アマカホールオープン ●さわやか保健センターオープン ●新庁舎で業務開始 ●サイクリング道路三路線全面開通 	
	5		●「草津市自転車等駐車秩序の確立に関する条例」施行		
	6			<ul style="list-style-type: none"> ●JR南草津駅開業 ●立命館大学びわこ・くさつキャンパス開学 ●長寿の郷口八荘開館 	
	7			10万人突破	
	8		(1)人にやさしい生涯健康のまち (2)感性に満ちた草津人のまち (3)人が輝き、安心して暮らせるまち	●「草津市人権擁護に関する条例」施行	<ul style="list-style-type: none"> ●市立水生植物公園みずの森開園 ●県立琵琶湖博物館開館 ●史跡草津宿本陣一般公開
	9		(4)豊かな活力を実感できるまち (5)快適な都市環境を創造するまち	<ul style="list-style-type: none"> ●群馬県草津町と友好交流協定締結 ●5都市と相互応援協定締結(別府市・摂津市・津山市・君津市・焼津市) 	<ul style="list-style-type: none"> ●ごみ焼却炉の延命工事完了 ●志津南公民館開設
	10			<ul style="list-style-type: none"> ●公文書公開制度スタート ●「草津市環境基本条例」施行 	●草津コミュニティ支援センター開設
1999	11	第4次 草津市総合計画 (くさつ2010ビジョン) 「パートナーシップで築く 人と環境にやさしい 淡海に輝く 出会いの都市」		11万人突破	
	12		<ul style="list-style-type: none"> ●草津市ポイ捨て防止に関する条例施行 ●個人情報保護制度スタート 	<ul style="list-style-type: none"> ●草津駅地下道開通 ●草津グリーンスタジアムオープン 	
	13		<ul style="list-style-type: none"> ●第9回世界湖沼会議開催(ワークショップ、シンポジウム) ●草津宿場400年祭 	<ul style="list-style-type: none"> ●「くさつ夢風車」完成、通電開始 ●なごみの郷オープン 	
	14		<ul style="list-style-type: none"> ●新草津川全川通水 ●ISO14001認証取得 	<ul style="list-style-type: none"> ●武道館オープン ●ピープル(人権センター)オープン ●市民交流プラザ・南草津図書館オープン ●市立まちづくりセンターオープン ●南草津駅自転車自動車駐車場オープン 	
	15		●立命館大学との包括協定締結	<ul style="list-style-type: none"> ●伯母川ビオ・パーク完成 ●渋川小学校開校 	
	16		<ul style="list-style-type: none"> ●市制50周年記念式典開催 ●熱中症予防情報発令開始 	●大路地区再開発事業 TOWER111完成	
	17			●名神高速道路に「草津田上IC」開通	
	18		●2都市(津市・多治見市)と友好交流基本協定を締結	●小児救急医療センター開設	
	19		(1)未来を育む人間都市づくり (2)安全で快適な環境都市づくり (3)淡海に輝く活力都市づくり		<ul style="list-style-type: none"> ●JR南草津駅西口駅前広場供用開始 ●渋川福祉センター開設(障害者福祉センター、発達障害者センター、渋川市民センター【公民館】等)
	20		<ul style="list-style-type: none"> ●「愛する地球のために約束する草津市条例」施行 ●「草津市協働のまちづくり指針」策定 ●市の面積が67.92km²になる(琵琶湖湖面分19.70km²増加) 	<ul style="list-style-type: none"> ●都市計画道路大江霊仙寺線(旧草津川区間)開通 ●新名神高速道路開通 	
	21			●「草津市男女共同参画推進条例」施行	<ul style="list-style-type: none"> ●まちなか交流館・くさつ夢本陣開設 ●大路市民センター(公民館)移転新築 ●渋川地区再開発事業 ザ・草津タワー完成
			12万人突破		



かすため、環境や人権、パートナーシップの仕組みづくりなどのソフト面の強化を目指した取組を進めてきました。

そして、第5次草津市総合計画では、「出会いが織りなすふるさと“元気”と“うるおい”のあるまち草津」として、“活力と魅力のある草津”を創出するため、すべての市民が生き生きと輝き、安心して暮らすことのできるまちづくりの取組を進めてきたところです。

西暦	和暦	総合計画	主な動き	主な施設整備	
2010	22	<p style="text-align: center;">第5次 草津市総合計画</p> <p style="text-align: center;">「出会いが織りなす ふるさと“元気”と “うるおい”のあるまち草津」</p> <p>(1)「人」が輝くまちへ (2)「安心」が得られるまちへ (3)「心地よさ」が感じられるまちへ (4)「活気」があふれるまちへ</p>		●三ツ池運動公園供用開始	
	23		●みなくさま祭り開始 ●JR南草津駅新快速停車	●市立幼稚園、小・中学校全教室にエアコン設置	
	24		●草津市自治体基本条例施行		
	25		●草津市住民投票条例施行 ●草津市市民参加条例施行 ●草津市中心市街地活性化基本計画の国の認定	●まめバス本格運行開始 ●学校給食センター改築開設	
	26		●市制施行60周年記念式典 ●福島県伊達市と友好交流協定締結 ●各まちづくり協議会を認定 ●草津市自転車の安全で安心な利用の促進に関する条例施行 ●草津市協働のまちづくり条例施行	●niwa+ (ニワタス) オープン	
	27		●草津市議会基本条例施行 ●13万人突破 ●おうみ自治体クラウド調印式	●大江霊仙寺線(川ノ下工区)開通 ●草津クリアホールが市に移管	
	28		●健幸都市くさつキックオフシンポジウムで健幸都市宣言	●アーバンデザインセンターびわこ・くさつ(UDCBK)開設 ●連節バス(JOINT LINER)運行開始 ●老上西小学校開校	
	29		●草津市文化振興条例施行 ●草津市健全で持続可能な財政運営および財政規律に関する条例施行	●草津川跡地公園「ai彩ひろば」、[de愛ひろば]開園	
	30			●ミナクサ☆ひろば開設 ●新クリーンセンター完成	
	令和元				●くさつシティアリーナ供用開始
	2			●草津市認知症があっても安心なまちづくり条例施行	●北中西・栄町地区再開発事業 クロスアベニュー草津完成

2

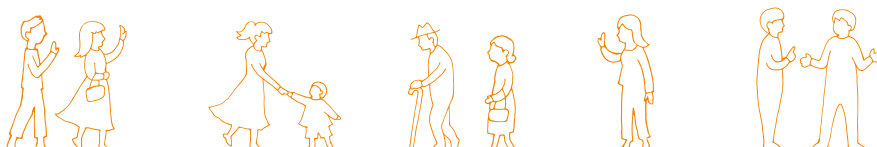
草津市の概要

(1) 位置と地勢

本市は、滋賀県の南部に位置して、京阪神大都市圏に含まれており、大阪から約60km、京都から約20km、名古屋から約90kmの距離にあり、JR 東海道本線、国道1号、名神高速道路、新名神高速道路、京滋バイパス等が集積するなどの立地特性があり、近畿圏・中部圏を結節する地域にあります。

また、日本最大の淡水湖である琵琶湖に面しており、市域は、南北約13.2km、東西約10.9kmで、大津市、栗東市、守山市に接し、総面積は67.82km²（うち琵琶湖面積19.17km²を含む）となっています。

湖岸から田園地・市街地へと平地が広がって、東南部の丘陵地へとなだらかに続く地形であり、その先には湖南アルプスの山並みがあります。



(2) 特性

① 湖面と稜線、田園風景から成る景観豊かなまち

本市は、県内でも比較的温暖な気候に恵まれています。

また、琵琶湖の湖辺一帯にはのどかな田園風景が広がり、この風景と琵琶湖の対岸に望む比良・比叡の山並みが調和し、四季折々の美しい景観を楽しむことができます。

② 水陸交通の要衝の歴史がつくる街道文化のまち

縄文・弥生時代の遺跡をはじめ、南笠古墳群や史跡野路小野山製鉄遺跡などが示すように、草津の地には、太古からの人の営みの歴史があります。

古代官道*が走るなど古くからの交通の要衝でもあり、江戸時代になると、東海道と中山道が分岐・合流する地として草津宿が発展しました。多くの大名や姫君が泊まった草津宿本陣は、往時の姿を現代に伝えて国指定の史跡となっています。

さらに、琵琶湖の湖上交通の要衝となっており、豊臣秀吉ら歴代の天下人のもと、芦浦観音寺が湖上の船を掌握するなどの重要な役割を担い、発達した舟運に矢橋や山田、志那の湊などが活気を見せていたといえます。

このような古くからの陸上、湖上の交通の要衝としての歴史がある本市には、多くの人やものが行き交い出会う中で育まれた街道文化が息づいています。

また、数々の由緒ある社寺や地域に根付いた伝統芸能をはじめ、様々な歴史文化遺産が受け継がれており、「芦浦観音寺」、「草津のサンヤレ踊り」については日本遺産に認定されています。



草津宿本陣



芦浦観音寺



草津のサンヤレ踊り

③ 多彩な魅力を感じられるまち

市の中心市街地は、JR草津駅とJR南草津駅の両駅を中心に形成しています。

JR草津駅はJR東海道本線とJR草津線が接続する駅であり、県内で2番目に乗降客数が多い駅です。駅周辺では大型商業施設や高層住宅等が整備され、旧東海道沿道や草津川跡地公園などでは、多くのひとが行き交い、集うなど、にぎわいと交流が広がっています。

JR南草津駅は、京都・大阪へのアクセスがよく、立命館大学びわこ・くさつキャンパスの最寄り駅であり、県内で乗降客数が1番多い駅です。駅周辺では、マンション等の住宅基盤が整備され、ファミリー世帯や学生の転入が多く、若い力がまちにあふれ、にぎわいと活力に満ちています。

市の東部は、良好な居住環境が広がるとともに、びわこ文化公園都市区域には、立命館大学びわこ・くさつキャンパスや県立長寿社会福祉センターなどの教育・福祉・医療・文化等の施設が集積しており、多様な機能の交流が図られ、新たな都市の魅力が生み出されています。

市の西部では、琵琶湖のほとりに豊かな農地が広がり、烏丸半島には、県立琵琶湖博物館や市立水生植物公園みずの森などの環境分野の施設が集積しており、人と環境の調和が図られています。



草津川跡地公園 de 愛ひろば



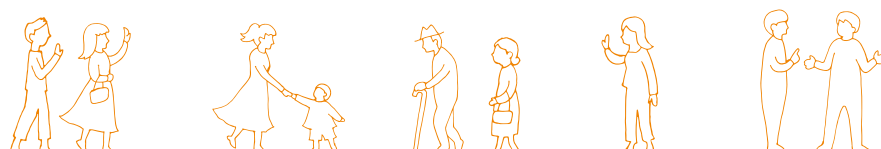
みなくさまつり



立命館大学びわこ・くさつキャンパス

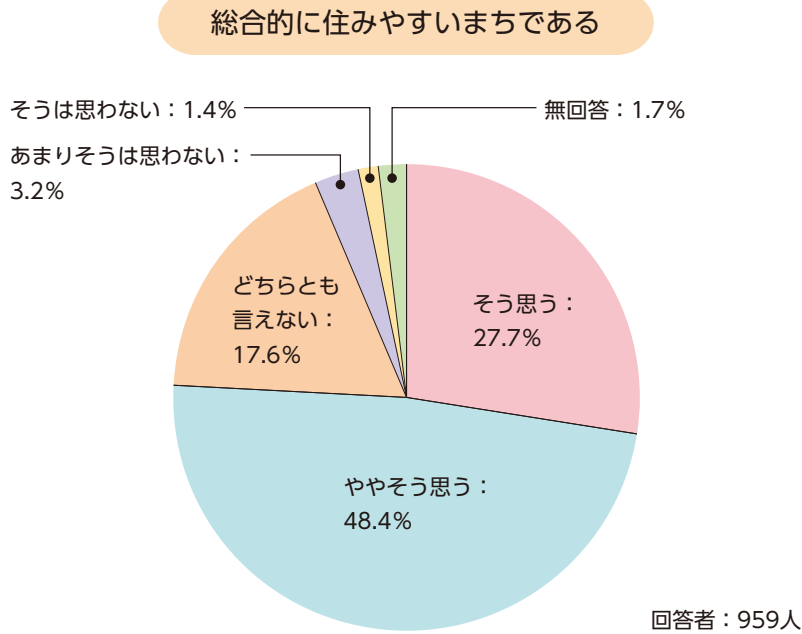


水生植物公園みずの森

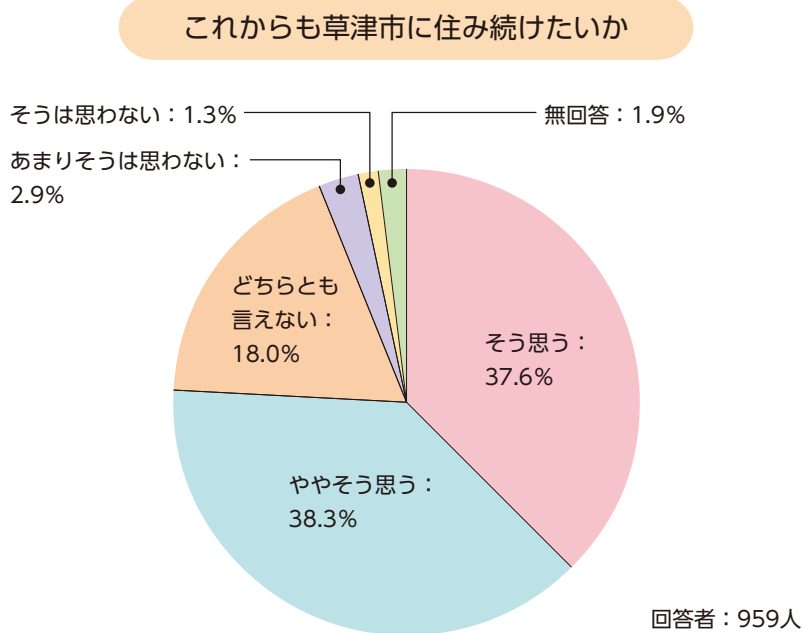


(3) 市民意識調査*

平成30（2018）年度に実施した市民意識調査では、「総合的に住みやすいまちである」との質問に対する「そう思う」、「ややそう思う」の合計が75%を上回っており、およそ4人に3人の人が“住みやすい”と答えています。



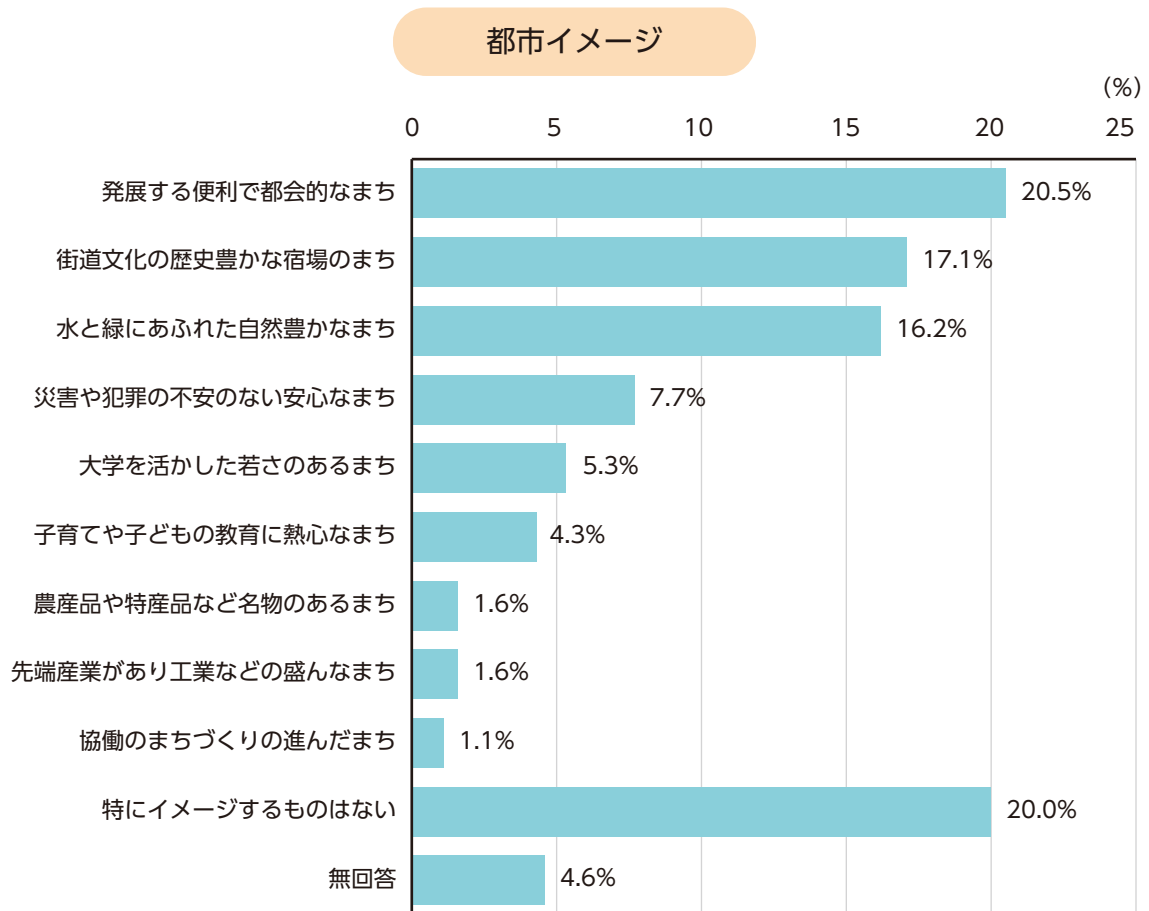
また、「これからも草津市に住み続けたいか」との質問については、「そう思う」、「ややそう思う」の回答の合計も75%を上回っており、およそ4人に3人の人が“住み続けたい”と答えています。



*市民意識調査とは、本市の取組に対する市民意識を確認し、市政運営の参考とするために、本市にお住まいの18歳以上の方の中から、3,000人を無作為抽出し、実施するアンケート調査のこと。

さらに、都市イメージとしては、「発展する便利で都会的なまち」、「街道文化の歴史豊かな宿場のまち」、「水と緑にあふれた自然豊かなまち」が上位3位であり、これら上位3つの都市イメージが、全体の回答の半数以上を占めていることから、都市としての利便性と歴史・文化や自然といった快適性をバランスよく保っているまちといえます。

一方で、「特にイメージするものはない」という回答の割合も比較的高くなっています。



回答者：959人



3 人口の見通し

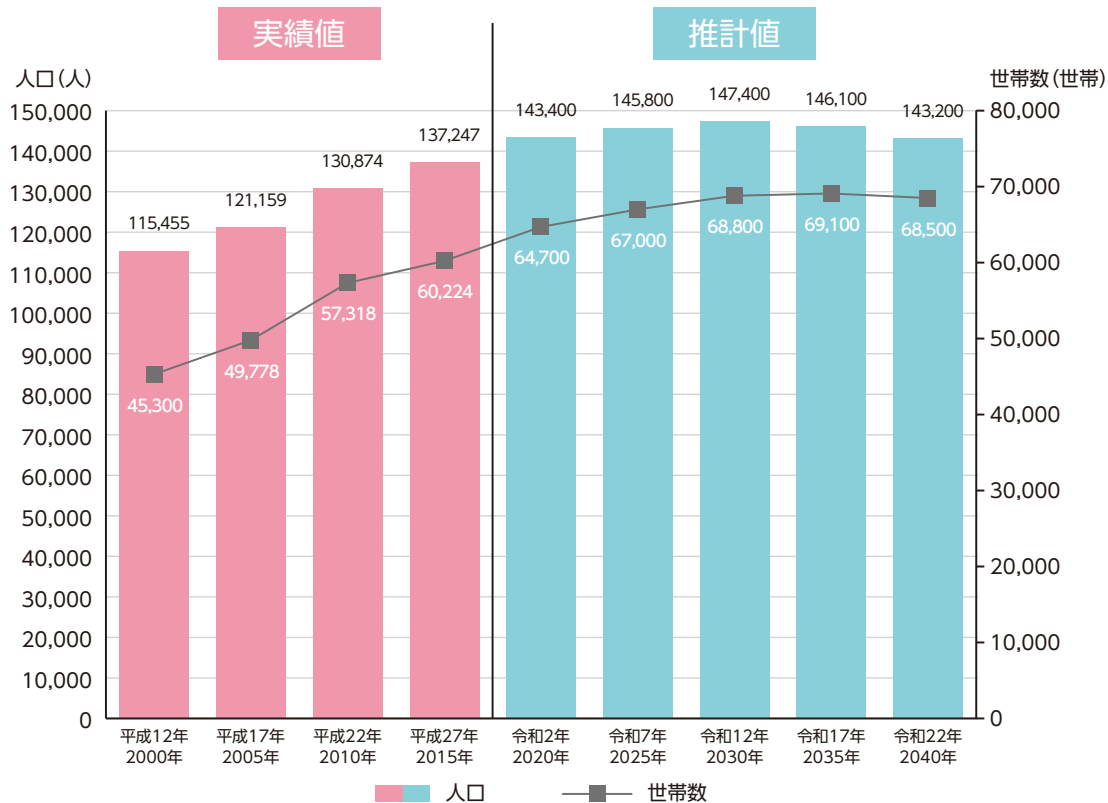
(1) 人口・世帯数

本市の人口は、昭和29（1954）年の市制施行時には32,152人でしたが、昭和40年代から50年代にかけて、京都・大阪など大都市周辺のベッドタウンとしての役割が強まると同時に、旧国鉄の複々線化がなされたことで、著しく増加しました。さらに、大学の立地やJR南草津駅の新快速電車の停車、JR両駅前の市街地整備などにより活発な宅地開発が進み、近年においても人口増加傾向が続き、平成27（2015）年では137,247人（国勢調査）となっています。

国全体では人口が減少局面に入っている中、本市の今後の推計では、依然継続して人口が増加し、令和12（2030）年には147,400人程度に達する見通しであり、その後は減少に転じ、令和22（2040）年には143,200人程度になると見込まれます。

また、世帯数は、人口増加に伴って増加し、平成27（2015）年で60,224世帯となっています。本市の今後の推計では、人口のピークよりやや遅れて令和17（2035）年がピークとなり、令和22（2040）年には68,500世帯程度になる見込みとなっています。

人口・世帯数の見通し

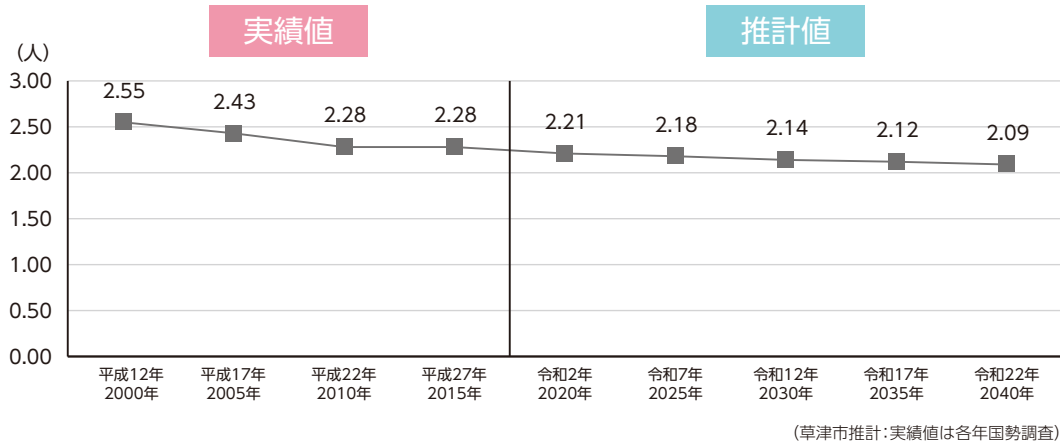


(草津市推計：実績値は各年国勢調査)

(2) 一世帯当たり人数の人員

世帯規模の縮小はさらに進んで、平成27（2015）年に2.28人であった1世帯当たりの人員が、令和22（2040）年では2.09人となることが見込まれます。

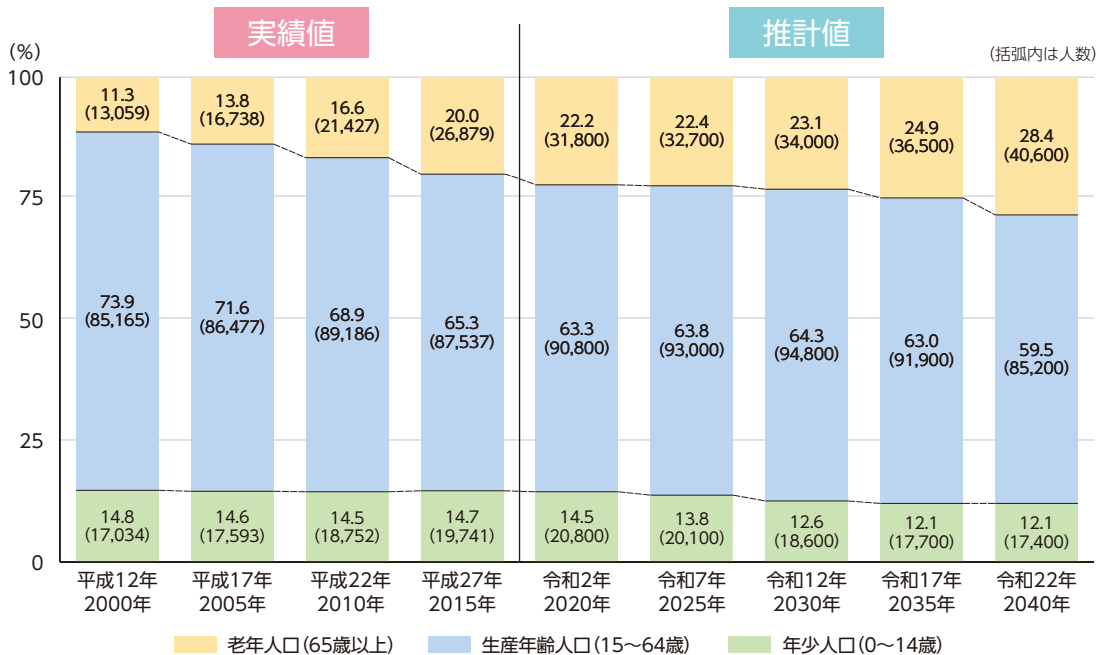
一世帯当たり人数の人員の見通し



(3) 年齢3区分による人口構成

年齢3区分による人口構成について見ると、年少人口（0～14歳）は令和2（2020）年までは増加、生産年齢人口（15～64歳）は令和12（2030）年までは増加、その後、人数・構成比ともに低下する見込みとなっています。老年人口（65歳以上）は、平成27（2015）年で26,879人（20.0%）でしたが、令和22（2040）年には40,600人（28.4%）程度まで増加することが見込まれます。

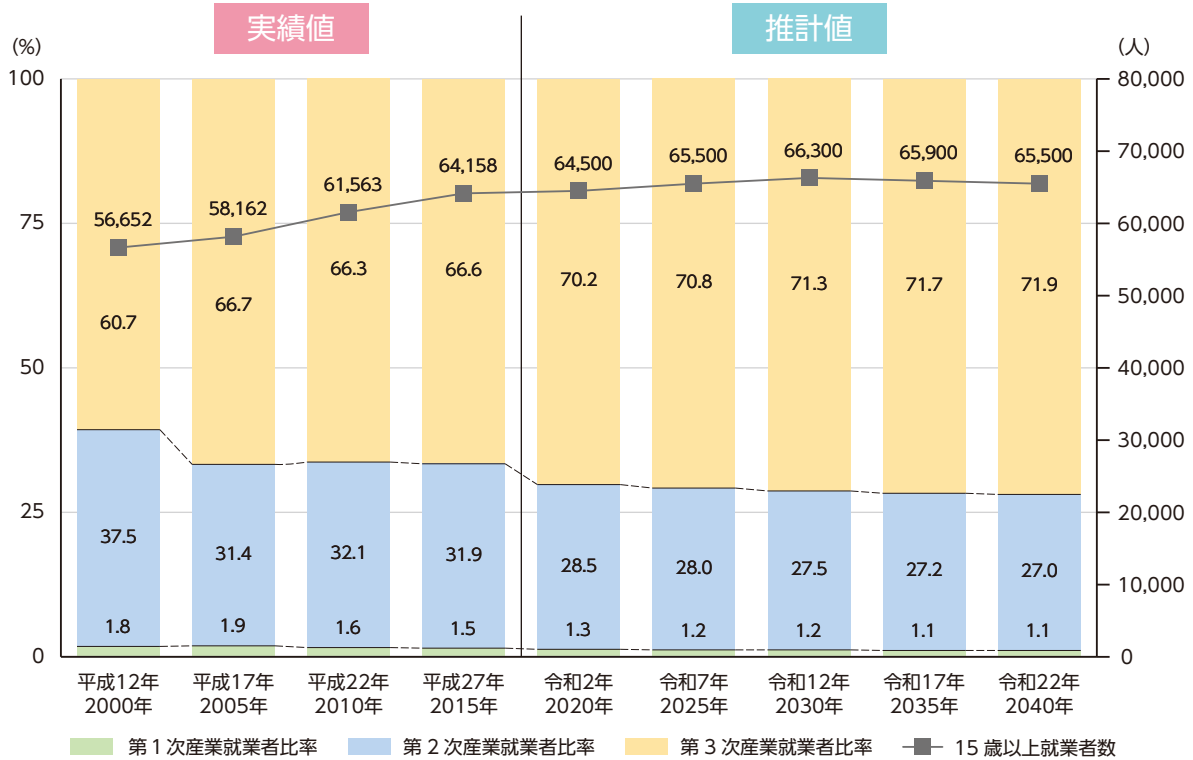
年齢3区分による人口構成の見通し



(4) 産業3区分による就業人口

就業者数は、人口増加に伴って伸びていきますが、令和12（2030）年からは減少に転じ、令和22（2040）年には65,500人程度になる見込みとなっています。産業3区分別に見ると、第3次産業への移行が進み、令和22年の就業者比率は、第1次産業が1.1%、第2次産業が27.0%、第3次産業が71.9%と見込まれます。

産業3区分による就業人口の見通し



(草津市推計：実績値は各年国勢調査。また、平成12年から平成27年の比率は分類不能の職業を除いた総数に対して求めている。)

本市のまちづくりを考える上で重要となる社会情勢の変化について、全国と草津市の状況や課題等を以下のとおり整理します。

超高齢・人口減少社会への対応と 地方創生の深化に向けて

全国

国の総人口は、平成27年の国勢調査によると、1億2,709万4,745人であり、平成22年の国勢調査と比べ、96万2,607人減少し、総人口に占める15歳未満の人口割合も昭和55年以降減少が続いています。また、65歳以上の人口割合は、昭和25年以降増え続けており、すでに超高齢社会*を迎えています。

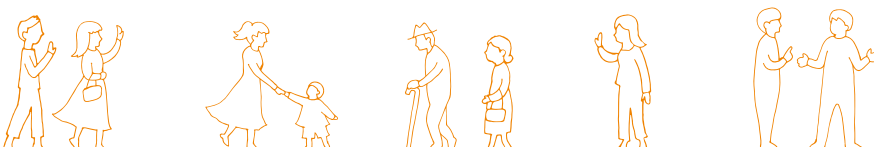
今後においても、人口減少と少子高齢化の進行により、労働力人口（生産年齢人口）の減少や国内需要の減少による経済規模の縮小に加え、2025年問題*、さらには2040年問題*による医療や介護、年金等をはじめとする社会保障費の増大など、社会経済、ひいては地方財政に大きな影響を及ぼすことが予想されています。

こうした中、国では、若い世代の就労・結婚・子育てへの希望の実現や誰もが活躍できる地域社会の構築、また、地方への人の流れを生み出す仕組みづくり（関係人口*の創出・拡大等）など、地方創生の深化に向けた施策に積極的に取り組んでいます。各自治体においても、地域の特性に応じた課題の解決に向けた魅力あるまちづくりへの取組を推進していく必要があります。

草津市

本市では、総合計画に基づき将来を見据えたまちづくりを進めてきたことにより、全国的に人口減少や少子高齢化が急速に進行する中、人口は今なお増加していますが、すでに超高齢社会を迎えており、また、生産年齢人口比率の低下などによる人口構造の変化や一部の郊外部ではすでに人口減少が進行するなどの課題が現れています。

こうした中、誰もが健康で安心して末永く暮らせるまちづくりや出産・子育てしやすい環境整備、地域経済の活性化など、地方創生に向けた施策に取り組んでいます。今後は、人口減少局面で生じる様々な課題の影響を最小限に食い止めつつ、本市の持つ強みを生かし、さらに魅力的で持続可能なまちを目指した取組をより一層進める必要があります。



地域共生社会*の実現に向けて

全国

これまでの制度や分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が地域の課題を「我が事」と捉え、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく「地域共生社会」の実現に向けた取組が進められています。

また、在住外国人の生活に関する様々な課題について検討する動きが進んでおり、全国的に在住外国人に関する政策への関心が高まっています。在住外国人を日本社会の一員と捉え、多様な国籍や民族などの背景を持つ人々がそれぞれの文化的アイデンティティを発揮できる多文化共生社会*の実現が必要となっています。

草津市

本市では、子ども・高齢者・障害者などすべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことのできる「地域共生社会」の実現に向けた取組を進めていますが、支援を必要とする人や世帯の抱える課題はますます複雑・多様化しており、従来の公的サービスだけでは対応が困難なケースがさらに増えることが見込まれています。

こうした中、「地域共生社会」の実現に向けては、地域包括ケアシステム*の考え方を「困難を持つあらゆる人を地域で支えるための仕組み」に深化させるため、住民自らが地域課題を「我が事」と捉え、解決に取り組む地域づくりを進めるとともに、これまでの対象者ごとの福祉サービスについて、複合的課題に対して包括的支援ができるよう、「縦割り」から「丸ごと」への転換を推進する必要があります。

また、外国人住民の増加により、今後は永住・定住の傾向もさらに高まってくることを鑑み、従来の外国人支援の視点を越えて生活者・地域住民として誰もが活躍できる多文化共生社会の実現に向けた取組を進めていく必要があります。

生涯活躍できる人づくりに向けて

全国

医療技術の進歩などに伴い、「人生100年時代」が到来すると予見されており、100年という長い期間をより充実させるためには、幼児教育から小・中・高等教育、大学教育、さらには社会人、高齢者の学び直しにいたるまで、生涯にわたる学習が必要です。また、個人の価値観やライフスタイルの多様化に伴い、心の豊かさや生活の質の向上を求める意識が高まっています。

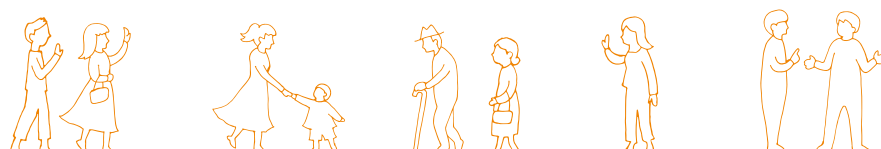
草津市

本市では、誰もが楽しく生きがいを感じ、生涯を通じて自己を高めることができるよう、学習機会の充実に努めています。

また、家庭・地域社会や大学等との連携のもと、より質の高い就学前教育・保育を提供するとともに、生きる力を育む教育や学校の教育力を高める取組を推進しています。

こうした中、人生100年時代を迎えるにあたり、学びやスポーツを通じた“生きがい発見”の機会づくりは、市民が生涯にわたって心も体も健やかで幸せに過ごす上で、ますます欠かせないものとなっており、これらを支援する取組を進める必要があります。さらに、この人生100年時代を健康でいきいきと暮らすためには健康寿命*の延伸などの取組を進める必要があります。

また、将来を担う次世代が、急速に変化する社会においても自らの個性を伸ばし、人生を歩むための基礎・基本となる生きる力を身につけられるよう、就学前の教育・保育内容の更なる充実を図るとともに、これまで積み上げてきたICT*を活用した教育など、本市の強みを生かした教育をさらに推進していく必要があります。



安全・安心なまちづくりに向けて

全国

近年、大規模な地震が発生していることに加え、津波による甚大な被害、台風や局地的豪雨などの水害や土砂災害などのこれまでに経験したことの無い災害が発生している中、とりわけ、南海トラフ地震については、マグニチュード8～9クラスの巨大地震が、今後30年以内に70%程度の確率で発生し、本市を含めた広域に被害が及ぶことが想定されています。

また、新型コロナウイルス感染症*の世界的大流行により、社会経済活動や日常生活が制限されたことを踏まえ、今後においても、社会にとって大きな脅威となる感染症の流行に対する備えが必要とされています。

さらに、近年、高齢者を狙った詐欺、悪質な運転による交通事故など、身近で発生する事件・事故が多様化・複雑化しています。

草津市

本市では、災害から命を守るため、行政主導のハード対策・ソフト対策だけではなく、官民共通理解のもと、住民主体の防災対策を進めています。

また、新型コロナウイルス感染症など、感染症の世界的大流行に対して、国や県と相互に連携・協力し、速やかに対策を実施できるよう取組を進めています。

さらに、日常生活における身近な安全・安心を確保するため、市民や関係団体等と連携し、地域の自主的な防犯・事故防止活動の支援などを行っています。

こうした中、普段から災害に対する備えが重要であり、自らリスクを認識し正しく行動する自助、地域の見守りや支え合いの輪による共助、行政などによる公助のバランスの取れた取組により、災害が起こった場合においても、被害を最小限に留める仕組みづくりを進めるとともに、発災後の支援等の充実に向けた取組を進めていく必要があります。

また、感染症の世界的大流行に対して、的確かつ迅速な対応ができるよう備えるとともに、感染拡大を予防するための「新しい生活様式*」などに移行していく必要があります。

さらに、安全・安心で住みよいまちづくりを実現するためには、自分たちの地域は自分たちで守るという意識を高め、市民や関係団体等と連携し、犯罪や事故の防止に向けた取組をより進めていく必要があります。

地域コミュニティの拡充に向けて

全国

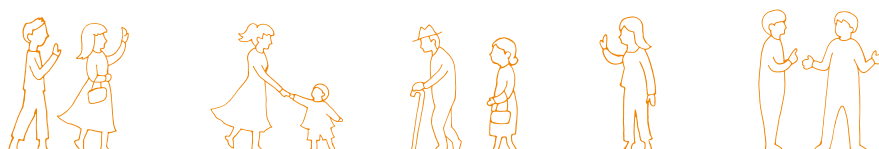
少子高齢化・人口減少が進行し、核家族や単身高齢者世帯が増加する中、地域住民のつながりの希薄化が進み、市民ニーズや地域が抱える課題が多様化・複雑化しています。町内会加入率の低下に見られるように、地域への帰属意識の低下、地域における担い手の高齢化やリーダー不足など、地域コミュニティの機能の低下が懸念されています。

こうした中、ボランティア団体やNPO法人などによる市民活動が広まりつつあることから、こうした団体や組織の主体的なあるいは行政との協働による取組を進め、公共的課題の解決を図っていく必要があり、市民が必要とする情報をわかりやすく伝えるとともに市民ニーズを的確に把握し、市民と行政との情報共有や相互の理解を深めていくことが重要となります。

草津市

本市では、ひとり暮らし世帯、核家族世帯の増加や価値観の多様化などにより、地域活動に参加しない人が増えるなど、地域コミュニティの希薄化が懸念されます。一方、ボランティア団体やNPO法人などの活動の輪が広がるなど、市民活動の気運が高まりつつありますが、構成員の高齢化による担い手不足や活動を継続していくための資金や場所の確保が課題となっています。

こうした中、地域活動の参加促進を進めていくためには、多様な世帯、価値観があることを考慮するとともに地域ごとの課題や住民ニーズを的確にとらえ、新たな担い手の確保の仕組みを検討する必要があります。また、中間支援組織*をはじめ、多様な主体と連携し、若い世代の担い手育成と市民公益活動*の支援の方法について検討する必要があります。



地球環境の保全に向けて

全国

世界的規模では、人口増加や経済活動の拡大によるエネルギー需要の拡大が、地球温暖化など地球的規模の環境問題を生じさせており、これを解決するためには、資源の大量消費を見直し、省資源・省エネルギー型に社会や生活を変えていくことが必要となっています。

こうした中、国では、東日本大震災を契機にエネルギー政策を見直し、再生可能エネルギー*への転換を進めるなど、資源やエネルギーを大量に消費する社会から持続可能な社会への転換に向けた取組を進めています。

草津市

本市では、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの活用等による環境負荷の低減に取り組む事業者等の拡大を図るとともに、市民自らの日常生活の見直しと環境にやさしいライフスタイルの実践ができる仕組みづくりを進めています。

こうした中、持続可能な社会を実現するため、快適な生活環境の確保はもとより、自然環境の保全、廃棄物の発生抑制と適正処理やリサイクルの推進、エネルギーの有効利用の促進などにより、環境負荷を低減し、環境に配慮したまちづくりと資源循環型社会*の構築をさらに進めていく必要があります。

持続可能な都市構造の実現に向けて

全国

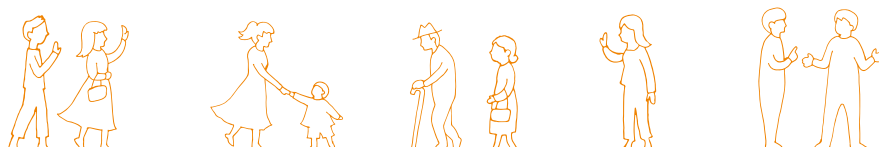
これまで人口増加に伴い市街地が拡大してきましたが、近年の人口減少に伴い、多くの都市で空き家・空き地が散発的に発生する都市のスポンジ化*が顕在化しており、人口密度が低下することで、生活サービス施設が失われるなど生活利便性の低下、管理されない土地や建物の増加による治安・景観の悪化などを招くおそれがあります。また、道路や上下水道といった暮らしを支える社会資本の老朽化が進んでおり、今後の少子高齢化や人口減少を見据えた対策が課題となっています。

こうした中、将来にわたって住民が健康・快適に暮らすためには、一定の人口密度を保ち、医療・福祉・商業等の都市機能を確保することが必要であることから、持続可能な集約型の都市構造への転換を図る必要があります。また、住民の暮らしを支える道路、上下水道といった社会資本を維持していくためには、長期的な視点に立った都市経営が必要となっています。

草津市

本市では、市街地では人口増加傾向にありますが、一部の郊外部においては人口減少がすでに進行しています。今後、地域間での人口および高齢化の差が著しく現れ、このままでは、郊外部における生活環境や地域コミュニティの維持が困難になるおそれがあります。また、道路や上下水道といった市民の暮らしを支える社会資本の老朽化が進んでいます。

こうした中、人口減少や高齢化が進行する将来においても効率的で持続可能なまちづくりを実現するため、市街地への居住および都市機能の誘導、郊外部での生活環境や地域コミュニティの維持ならびに市街地と郊外部を結ぶ公共交通ネットワークの充実を図るなど「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク*」のまちづくりを進める必要があります。また、将来にわたり快適な市民の生活を支えるためには、道路、上下水道といった社会資本の戦略的な維持管理や更新等の対策が必要となっています。



Society 5.0*社会（超スマート社会）に向けて

全国

国では、AI*・ロボティクス*等の先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、イノベーション*から新たな価値が創造されることにより、誰もが快適で活力に満ちた質の高い生活を送ることができる Society 5.0の社会を世界に先駆け実現していく取組を進めています。

こうした取組や技術開発が進むことにより、人口減少と少子高齢化が進行する中にあっても、国際競争力の強化や産業・経済の活性化が図られるとともに、労働力不足への対応をはじめとする社会的な課題解決にも寄与し、持続可能でより豊かな社会や暮らしにつながることを期待されます。

草津市

本市では、業務の効率化等を目的に AI・RPA*等の先端技術の活用に向けての取組を進めています。

こうした中、今後は、来るべき Society 5.0社会を見据えて、さらなる業務の効率化や地域課題の解決など、市民サービスの向上や地域経済の活性化等に向けて、先端技術の積極的な活用を促進していく必要があります。

SDGs（持続可能な開発目標）の推進に向けて

全国

SDGsとは、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals)」のことで、2030年を期限とする、先進国を含む国際社会全体の17の目標と169のターゲットで構成され、「誰一人取り残さない」を理念とした国際社会における共通目標です。

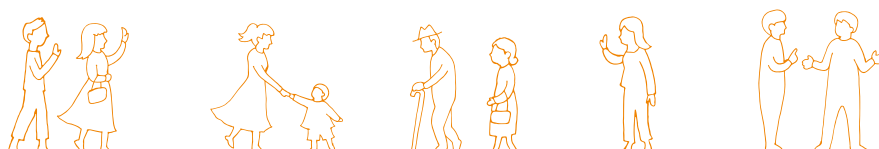
国においても、平成28年5月に政府内にSDGs推進本部が設置されるとともに、同年12月には、「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」をビジョンとするSDGsの実施指針が決定されました。実施指針では、ビジョンを達成するための8つの優先課題と具体的施策が定められており、その達成に向けた取組を進めていく必要があります。

草津市

本市では、これまでもSDGsの理念に沿った取組を進めてきました。

今後も、SDGsの理念を十分理解した上で、市民、事業者、団体等の多様なステークホルダー*との連携を図りながら、経済、社会、環境の三側面をつなぐ統合的取組など、持続可能なまちづくりの実現を目指した取組をさらに進めていく必要があります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



持続可能な地域経営に向けて

全国

国においては、平成12年の地方分権一括法の施行以降、地域での自立した取組が進められており、ふるさと納税やクラウドファンディング*等の制度が定着してきました。また、少子高齢化に伴う人口減少の進行や社会資本ストック*の老朽化など、これまでの右肩上がりの時代ではなくなりました。

こうした中、これからの時代を生き抜く基礎自治体であるためには、自立していく覚悟と他の自治体と異なった独自性のある取組や多様な主体との協働など、限られた資源の中で最大限の効果を発揮できるような知恵と工夫が必要となっています。また、複数の自治体で構成する圏域での課題解決に向けた議論が進められています。

草津市

本市では、今後、高齢化の進行や生産年齢人口の減少を背景に、市税収入の減少や社会保障関係経費の増大等による慢性的な財源不足が予想されています。

こうした中、これまでの行財政改革の取組をより一層推進し、新たな財源の確保、職員や組織、税収などの行財政資源を効率よく活用するとともに、行政だけではなく、市民や地域、市民公益活動団体、企業等の多様な主体との協働により、地域が持続的に発展していく取組をさらに進めていく必要があります。

また、広域的な共通課題の解決を図るためには、本市の強みを生かした中で、国や県をはじめ他自治体との更なる連携を検討する必要があります。



基本構想

- 市民と行政がともに将来に描いて共有する、これからの草津市のまちづくりの構想(ランドデザイン)です。
- 草津市議会における議決を受けて策定しています。
(令和2(2020)年12月16日議決)

1 将来に描くまちの姿

私たちのまちは、多くの方から“住みやすい”まちであると評価を得ていますが、今後、人口減少局面を迎えるとともに少子高齢化が進行することに伴い、様々な課題が顕在化してきます。

将来においても、このまちをさらに発展させていくとともに、“住みよさ”を維持しながら、誰もが生きがいを持ち、健やかで幸せを感じられるまちであるためには、これまでのまちづくりの歩みをとめることなく、様々な課題に果敢に挑戦していかなければなりません。

ここに、私たちの将来のまちの姿を描き、新たな思いを胸に、“ひと・まち・とき”の“つながり”を大切にしながら、未来を一步ずつ切り拓いていきます。

ひと・まち・ときをつなぐ

絆をつむぐふるさと

絆をつむぐふるさと

人と人、人から地域、まちへと広がる“つながり”から生まれる“絆”をつむぐことが生み出されます。

そして、その心は、“くさつ愛”へと変わり、まちづくりの原動力となるとともに、ときまた、人と人、人から地域、まちへと“つながり”が広がることで、まちの資源や魅力そして、その大きな力は、様々な課題に果敢に挑戦する知恵や勇気へと変わるとともに、も活気にあふれ、住む人、訪れる人、誰もが“健幸”になれるまちとなります。





人々のつながり

人と人の「出会い」から生まれる“つながり”を大切に、“つながり”の輪を育み、深めることで、やさしさと思いやりの心が育まれます。

また、人と“つながる”ことで、心も身体も健康となり、元気があふれ、笑顔が輝きます。

そして、人の“つながり”は、地域へと広がり、活気に満ちあふれたまちとなっていきます。



地域のつながり

地域^{まち}の魅力や資源を結び、“つながり”が生まれることで、活力があふれ、まち^{まち}がさらに発展していきます。

また、誰もが住み慣れた地域^{まち}で快適に暮らせる環境を整え、まちの中に“つながり”をつくることで、将来にわたって“住みやすい”まちとなっていきます。

※「地域」は学区や町内会など、「まち」は草津市を指しています。



時代のつながり

様々な“つながり”をつむぐことにより、“住みやすい”まちは、親から子へ、子から孫へと受け継がれていきます。

そして、私たちのまちは、将来にわたり、住む人、訪れる人、誰からも愛されるまちとなっていきます。

健幸創造都市 草津

健幸創造都市

で、私たちのまちにぬくもりや心地よさが醸成され、まちへの湧き上がる愛着と誇り

を重ねても、私たちのまちは、誰からも愛される“ふるさと”となります。

が一層輝き、活力に満ちた大きなエネルギーが生み出されます。

未来を切り拓いていくための力となり、ときを重ねても、私たちのまちは、いつまで





2 人口フレーム

本市の人口は、令和12（2030）年に最大となり、基本構想の期末である令和14（2032）年に向けて、緩やかに減少すると推計しています。これらを踏まえ、本市では基本構想の人口フレームを以下のとおりとします。

人口 147,000人

なお、ここに設定する人口フレームを見据えて、すでに人口減少社会を迎えた全国の自治体の動向に学びながら、持続可能なまちづくりを進めていきます。

3 将来のまちの構造

①基本的な考え方

本市が将来にわたり、持続可能なまちであり続けるため、都市機能と自然環境が調和する土地利用を図ります。また、各ゾーン・拠点・軸の特性を生かすことにより、まちにつながりが生まれるとともに、まち全体に魅力や活力が創出されるまちの構造とします。

②まちのゾーン

土地利用の面から、3つのゾーンを位置付けます。

まちなか*・にぎわい ゾーン

JR草津駅・JR南草津駅を中心とする市街地であり、誰もが楽しめる“都市部”として、にぎわいを創出するゾーンです。

丘陵・産業・交流 ゾーン

製造業等の産業活動を促進するとともに、大学を中心とした様々な分野の人材育成・研究・開発のほか、福祉、医療、文化等の交流活動を促進するゾーンです。

湖岸・農業・再生 ゾーン

農業や水産業等の振興を図るとともに、生活機能の確保や歴史・文化等の地域資源の活用等による地域再生を推進するゾーンです。



③まちの拠点

まちの資源の高度集積・活用を生かす3つの拠点を位置付け、まち全体の魅力や活力を生み出すものとします。

にぎわい拠点

JR草津駅・JR南草津駅周辺を核とし、都市機能を誘導するとともに、にぎわいを創出する中心部の拠点です。

学術・広域連携拠点

大学、企業等との連携や草津JCT・草津田上IC等の地域特性を最大限に生かした広域連携により、産業の振興や地域の活性化を促進する南部の拠点です。

観光レクリエーション拠点

琵琶湖などの恵まれた自然や水生植物公園みずの森などの施設が集積した地域特性を最大限に生かし、憩いや安らぎを提供するとともに、幅広い人々の交流を促進する北部の拠点です。

④まちの軸

本市の基本的なまちの交通の軸として、各ゾーン・拠点を結ぶ「まちなか環状軸」、「ひがし環状軸」、「にし環状軸」を位置付けます。これらの環状軸は、相互に接続することにより、各ゾーン・拠点間を効果的に結びるとともに、まちの資源の集積と効果的な活用を図ります。

また、琵琶湖沿岸や草津川跡地の地域特性を生かすための軸として、「湖岸レクリエーション軸」、「みどり軸」を位置付けます。

まちなか環状軸

JR草津駅・JR南草津駅周辺の「にぎわい拠点」を両端として、「ひがし環状軸」と「にし環状軸」の交わりに位置付ける「まちなか・にぎわいゾーン」や「にぎわい拠点」と各ゾーン・拠点を結びます。

ひがし環状軸

大津湖南幹線・平野南笠線・山手幹線・下笠下砥山線の4路線によって構成する環状軸であり、「まちなか・にぎわいゾーン」と「丘陵・産業・交流ゾーン」を結びるとともに、草津JCTや草津田上ICの広域幹線ネットワークに接続します。

にし環状軸

国道1号、平野南笠線、大津湖南幹線、湖岸道路、下物烏丸線、下笠下物線、下笠下砥山線の7路線によって構成する環状軸であり、「まちなか・にぎわいゾーン」と「湖岸・農業・再生ゾーン」を結びます。

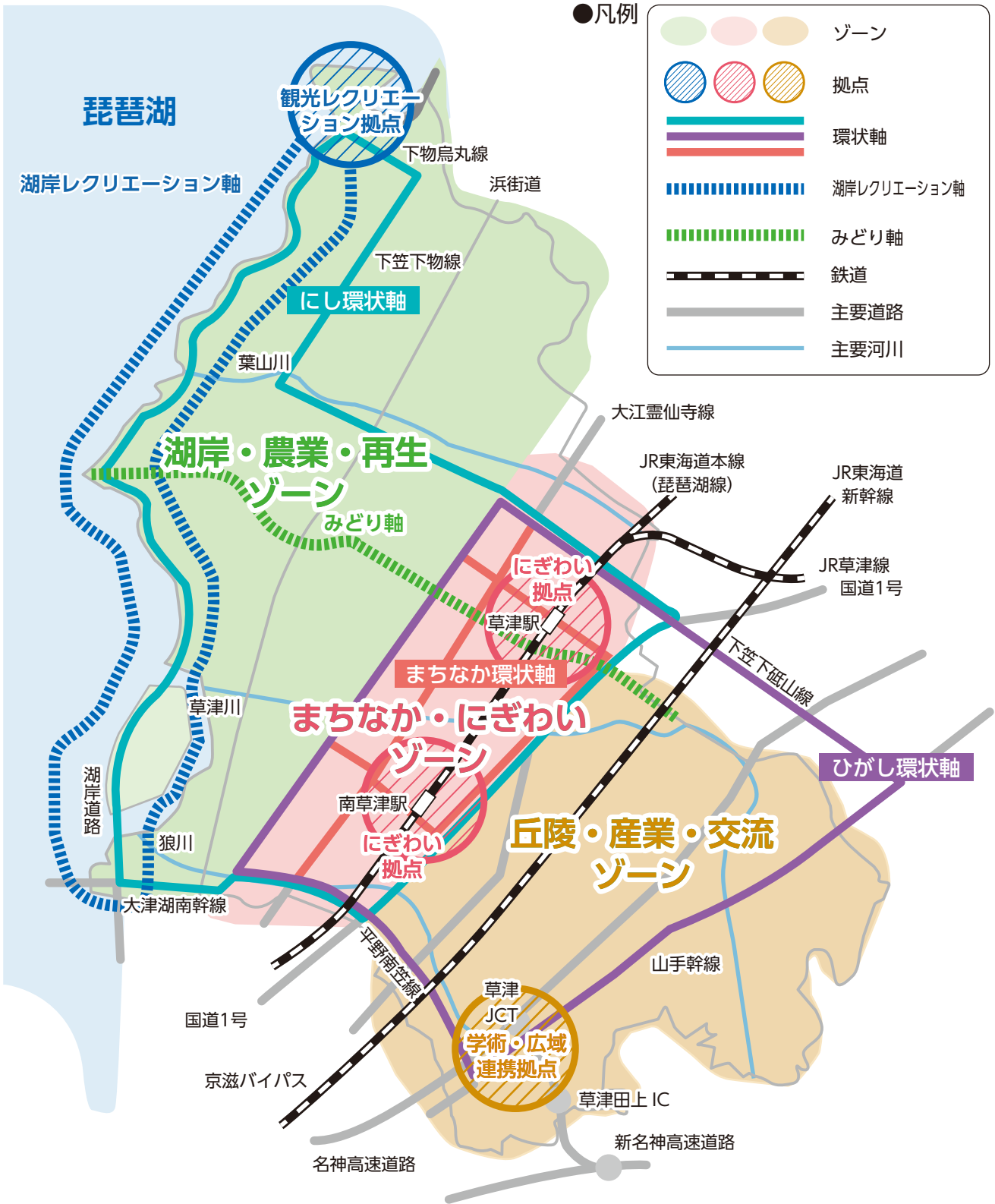
湖岸レクリエーション軸

湖岸道路沿道における琵琶湖をはじめとする自然環境と触れ合い親しみながら、ウォーキングやサイクリングを楽しむことができる軸であり、幅広い人々の交流を促進します。

みどり軸

各まちのゾーンをつなぐ軸であり、公園・緑地空間を形成し、「人と自然」、「人と人」とのつながりを促進します。

■将来のまちの構造



まちづくりの基本目標

ひと・まち・ときをつなぐ

絆をつむぐ ふるさと 健幸創造都市 草津

本章では、将来ビジョンである「ひと・まち・ときをつなぐ 絆をつむぐ ふるさと 健幸創造都市 草津」を市民とともに実現するため、5つの「まちづくりの基本目標」を掲げるとともに、分野ごとの取組の方向性を示します。

また、将来ビジョンの実現に向けては、「協働」と「SDGs」の視点を踏まえたまちづくりを進めます。

協働

協働とは、共通の目的を実現するために、多様な主体が責任および役割を分担し、相互の信頼および理解のもと、お互いの特性および能力を持ち寄って連携・協力することで、単独で取り組むよりも大きな成果が期待される取組です。

行政と市民などの役割を明確にし、それぞれがまちづくりを行うとともに、自分たちの力だけでは解決できない課題については、多様なまちづくりの主体と連携・協力し、住みよいまちを目指します。

SDGs

SDGsとは、先進国を含む国際社会全体の17の目標と169のターゲットで構成される「誰一人取り残さない」を理念とした共通目標であり、本市の総合計画に基づく取組と目指すべき方向性は同じです。

総合計画では、SDGsという世界共通のものさしを用い、多様なステークホルダー*との連携の強化や目標の共有を図りながら、取組をより一層進めることで、SDGsの目的である持続可能なまちの実現を目指します。

1 「こころ」育むまち

つながりの輪を広げ、絆を深め、やさしさと思いやりの心を育むことによって、誰もがお互いを尊重し合うまちにします。

あわせて、本市の歴史・文化を次世代へ守り伝えながら、誰もが学びを深め、生涯にわたり楽しく生きがいを感じられるまちづくりを進めることで、豊かな「こころ」を育むまちにします。

人権

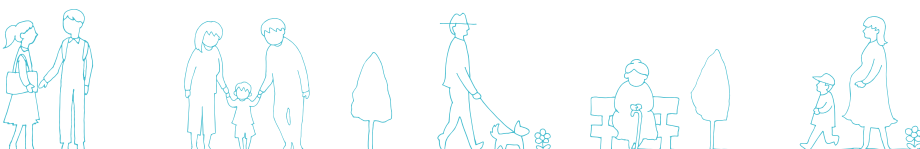
- “ゆたかな草津 人権と平和を守る都市”宣言のもとに、一人ひとりの人権が尊重される平和な社会の実現に向けて、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決に取り組むとともに、誰もがお互いを尊重し、認め合うことのできる社会の実現を図ります。

男女共同参画

- 市民、事業者、各種団体および教育に関わる人と協働して、市民一人ひとりが性別にかかわらず自立した個人として生き生きと暮らせるまちの実現を図ります。

学校教育

- 将来を担う次世代が、思いやりを持って人とつながり、自らの個性を伸ばしながら、確かな学力や豊かな人間性、しなやかでたくましい心と体など、人生を切り拓くための基礎・基本となる「生きる力」を身につけられるよう学校教育の充実を図ります。
- 子どもが安心して学校生活を過ごすための教育環境と指導・支援体制の充実を図るとともに、地域・家庭との連携を強化して学校運営の充実を図ることにより、学校の教育力を高めます。





生涯学習・スポーツ

- 人生100年時代を見据え、誰もが生涯にわたって、学ぶことのできる機会の充実を図るとともに、社会全体で学びを進める環境づくりに取り組みます。
- 誰もが心身ともに健やかな生活を送ることができ、人との交流やつながりのある豊かなスポーツライフを楽しむことができるよう、スポーツ機会の充実や環境づくりに取り組みます。

歴史・文化

- 地域で育まれた伝統文化や豊かな歴史資産を次世代へ守り伝えるため、適切な保存・活用を進め、まちの魅力の再発見につなげるとともに、誰もが草津の歴史・文化に誇りと愛着を感じられるよう取り組みます。
- 誰もが等しく文化に触れることができる機会の充実や、文化の創造と発展を促進し、文化の薫り高い出会いと交流に満ちた活力あふれるまちづくりを進めます。

1 「こころ」
育むまち

2 「笑顔」
輝くまち

3 「暮らし」
支えるまち

4 「魅力」
あふれるまち

5 「未来」
への責任

2 「笑顔」輝くまち

多様なコミュニティ活動の促進を図るとともに、行政と地域がともに地域課題の解決に取り組むまちにします。

あわせて、幼少期から高齢期まで、国籍、文化や習慣等にかかわらず、障害のある人もない人も、多様性を認め合い、誰もが健やかに自分らしく暮らせるまちづくりを進めることで「笑顔」が輝くまちにします。

コミュニティ

- 地域が主体となって地域課題等に取り組むまちづくりを展開するために、地域まちづくりセンターを拠点として、まちづくり協議会をはじめとした多様なコミュニティ活動を促進します。
- 町内会やまちづくり協議会などの地域コミュニティの継続的な活動の確保や質の向上、潜在能力の発揮等につながる仕組みづくりを図ります。
- 地域コミュニティや市民公益活動団体などに加え、地域内外の多様な人々がつながる新たなコミュニティが、それぞれを認め合い、つながる地域社会づくりを進めます。
- 外国人住民が増え、定住化が進む中で、身近な地域社会において、国籍や文化、習慣等をお互いが理解し、尊重し合い安心して生活ができる多文化共生社会*の実現を図ります。

地域福祉

- 誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる地域共生社会*の実現に向けて、複合的な課題を抱える人や世帯に対応するための包括的相談・支援体制の充実に努めるなど、縦割りから「丸ごと」への転換を図ります。また、地域住民が地域課題を「我が事」と捉え、地域による支え合いと公的支援が連動しながら、解決に取り組む地域づくりを進めます。
- 様々な理由で生活に困窮している人に対する相談・支援体制の充実に図るとともに、相談者に寄り添いながら、セーフティネット*の制度を関係機関との連携のもと適切に運用していきます。



健康

- 誰もが健康で長生きできるまちを目指し、市民の健康増進や生活習慣病、感染症などの疾病予防・重症化予防を進めます。また、地域の主体的な健康づくりを支援し、健康寿命*の延伸と健康格差の縮小を図ります。
- 高齢化の進行や医療の高度化に伴い医療費が増加する中、市民の健康を守るため、また、医療保険制度を維持するため、特定健康診査や特定保健指導の実施等に取り組めます。

子ども・子育て・若者

- 子どもの権利や生活が保障されるまちづくりを目指し、子どもが健やかに育ち、家庭やそれを支える地域の人たちが子育てや子どもたちの成長に喜びや楽しさを感じることができる社会の実現を図ります。
- 子どもや若者が、多様な人々との関わりや支え、様々な経験を通じて、自ら未来を切り開き、自分らしく生きることができるまちづくりを進めます。

長寿・介護

- 健康寿命の延伸に向けて、高齢期の健康づくりや介護予防の取組を推進するとともに、就労やボランティア活動、コミュニティ活動など高齢者の社会参加を促進する取組の充実を図ります。
- 高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、介護サービスの充実や医療と介護の切れ目ない提供体制の構築、地域での支え合いの体制づくりに取り組めます。また、認知症の人やその家族が安心して暮らせるまちづくりを進めます。

障害福祉

- 障害のある人もない人も、誰もがいきいきと輝けるまちを目指し、障害者の地域での生活を支援するための人材育成やサービス提供体制の構築、社会参加の促進を行うとともに、障害の有無にかかわらず誰もが相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできるまちづくりを進めます。

3 「暮らし」支えるまち

災害や犯罪に強い安全・安心なまちにします。

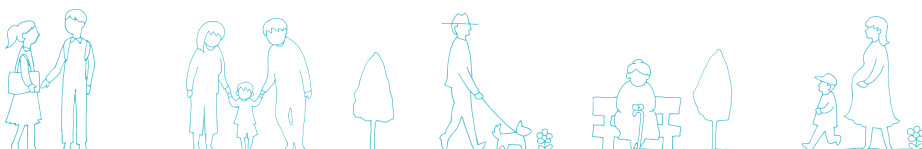
あわせて、琵琶湖をはじめとした自然環境の保全や都市の基盤整備、公共交通の充実など、快適で住みよいまちづくりを進めることで、将来にわたり、「暮らし」を支えるまちにします。

防災

- 地震・風水害などの大規模災害や感染症の世界的大流行などに備えるとともに、発災後の対応を円滑に進めるための対策に取り組みます。また、ハード整備等の公助だけでなく、自助・共助の機運が高まるよう、防災意識向上のために啓発や災害時要援護者支援対策を進めます。
- 河川・排水路の適切な維持管理、天井川の平地化の促進、雨水幹線の整備を進めるとともに、水害リスクの周知や水防意識の啓発を行い、ハード・ソフトが一体となった浸水対策を行います。

生活安心・防犯

- 消費者や消費者団体の育成・支援と消費者保護対策の充実、また、増加する火葬需要への対応や公衆衛生の向上などにより、市民の暮らしの安心確保を図ります。
- 地域社会の安全・安心のため、市民・警察・関係団体等と連携を図り、地域が一体となって犯罪被害防止に取り組みます。



環境

- 生物多様性の保全を重視して自然環境を守るとともに、地球環境との調和や循環型社会および自然共生社会についての学びを深めるなど、持続可能な社会の実現を図ります。
- 省エネルギーの推進や再生可能エネルギー*の活用等による脱炭素化*をはじめ、環境負荷の低減に取り組む事業者等の拡大を図るとともに、市民自らの日常生活の見直しと環境にやさしいライフスタイルの実践ができる仕組みづくりを進めます。
- 廃棄物の発生抑制と適正処理によって省資源とリサイクルの取組を進め、環境美化や公害防止など生活環境の保全を図ります。

交通

- 誰もが安全で安心して生活できるまちの形成を目指し、効率的かつ効果的な利便性の高い持続可能な公共交通ネットワークの形成を図ります。
- 交通安全教育や啓発を充実させるなど、交通安全対策に取り組めます。

道路

- 幹線道路や生活道路等の整備を行うとともに、道路ストックの適切な維持管理に努め、ハード面・ソフト面の両面からバリア（障壁）を無くし、誰もが安全で安心できる快適な道路環境の実現を図ります。

上下水道

- 安全で安定した水を供給するため、上水道施設の計画的な更新・災害対策や適切な維持管理を行うとともに、経営基盤の強化など、将来にわたり安定的で持続可能な水道事業の運営を図ります。
- 快適な生活環境を保全するため、下水道施設の計画的な更新・災害対策や適切な維持管理を行うとともに、経営基盤の強化など、将来にわたり安定的で持続可能な下水道事業の運営を図ります。



4 「魅力」あふれるまち

農業や商工業、観光などの振興を図るとともに、地域経済の活性化を図り、活力に満ちたまちにします。

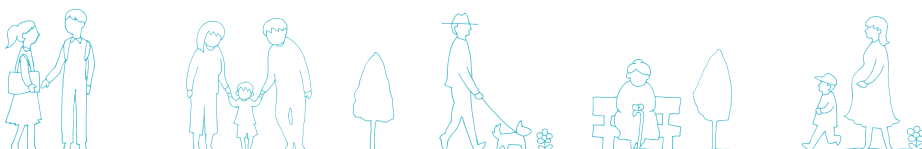
あわせて、地域の特性や資源を生かしたまちづくりやガーデンシティの推進など、活気に満ちたまちづくりを進めることで、「魅力」があふれるまちにします。

農林水産

- 持続可能で安定的な農業経営を図るため、農業所得の向上、担い手の確保などに取り組み、農業の魅力向上を図ります。
- 計画的な農地の保全や整備を進めるとともに、農業や水産業等の振興を図ります。

商工観光

- 既存の商業集積や地域の資源を活用しながら、市民生活を支える商業基盤の確保と中心市街地をはじめとした地域商業の活性化を図ります。
- 農商工など様々な事業者との連携により草津のブランド力の向上に取り組めます。
- 産業の高度化と活力ある都市づくりのため、支援機関・大学等研究機関と連携し、新産業の創出等を促進します。
- 市内企業の振興や創業支援に加え、地域の資源を生かし、企業の再投資の促進や企業誘致を進めます。
- 魅力ある観光事業を展開するため、地域の資源の活用や様々な事業者との連携により、多様化する観光ニーズに柔軟に対応します。
- 働く人々が働く喜びや勤労生活の充実を実感できるよう、勤労者福祉の向上を図るとともに、多様な人材が活躍できる環境づくりを進めるため、働く場や機会の創出、就労相談などの総合的な支援に取り組めます。



都市形成

- 人口減少や高齢化が進行する将来においても持続可能な都市構造を実現するため、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク*」のまちづくりを進めます。また、本市では高齢化が進行しており、一部の郊外部では、すでに人口減少が進んでいる地域もあることから、主に郊外部における地域の生活基盤や地域コミュニティ等の維持・確保を図ります。
- JR草津駅・JR南草津駅を中心とした「まちなか*」の高い利便性を生かしながら、交流拠点や市街地の整備など、都市の基盤づくりを進めるとともに、地域の資源を活用して、さらなる「まちなか」の魅力向上を図り、コンパクトでにぎわいのあるまちづくりを進めます。
- 人口減少や高齢化が進行する将来において、住まいの社会的な役割が高まる中で、良質な住宅ストックの形成とその有効活用を推進し、市民の暮らしを支える豊かな住環境づくりを進めます。
- 都市部や農村部における良好な景観の形成と誘導を図り、住む人、訪れる人の誰もが快適で心地よいと感じるまちづくりを進めます。

公園・緑地

- 市民・学校・企業・行政の協働によるガーデニング活動を通じて、花いっぱいの魅力的な都市空間をつくり、人々が集まり笑顔が行き交う都市「ガーデンシティくさつ*」の実現を図るとともに、都市公園等の公共空間について、市民が快適に利用できるよう取り組みます。
- 草津川跡地公園がにぎわいにあふれ、市民に愛され続けられるよう取り組みます。また、草津川跡地の整備により、周辺地域の魅力を高めるとともに、地域や世代を超えた市民の交流や多様な文化・コミュニティ活動の場づくりを進めます。

情報・交流

- 地域活動や市政への関心を高めるため、時代に呼応する有効な手段で、情報提供の充実を図ります。
- 多様な出会いと交流を生み出し、活気があふれるまちづくりを進めるため、市民や大学等の教育機関、企業等との交流・連携を進めます。

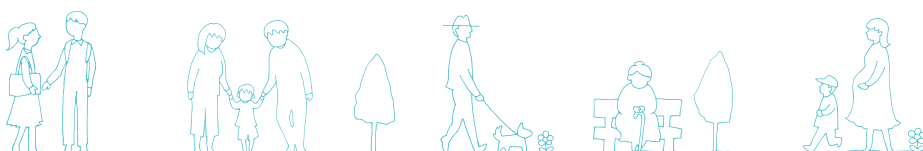


5 「未来」への責任

組織力の向上や行政事務の効率化などにより、市民サービスのさらなる充実を図るとともに、健全で持続可能な市政運営によって、「未来」への責任を果たします。

行財政マネジメント

- 将来世代に負担を先送りすることなく、「自立」し「自律」する自治体を目指すとともに、透明化の推進や公正な職務執行の確保等により、市民から信頼され、将来にわたって健全で持続可能な規律ある市政運営を進めます。
- 多様な課題に対応できる人材育成や能力の開発、働き方改革をより一層推進するとともに、組織力の向上を図ります。
- 行政事務の効率化と市民サービスの向上のため、行政自らの意識改革を図るとともに、AI*、RPA*等の先端技術の活用や広域連携の強化などを進めます。



資料編

第6次草津市総合計画策定の経緯

特別委員会・審議会の概要

1 草津市総合計画特別委員会

市議会が設置する委員会です。

計画策定の各段階において、市議会の立場からの意見を求めました。

開催年月日		主な内容
第1回	平成30年11月26日	・第6次草津市総合計画の策定方針について
第2回	令和元年8月7日	・第5次草津市総合計画の総括評価について ・第6次草津市総合計画基本構想（案）前段部分について ・第6次草津市総合計画策定に向けての各意識調査の結果およびデータブック2019について
第3回	令和元年10月16日	・社会情勢の変化について ・将来ビジョンの検討について
第4回	令和元年12月6日	・将来ビジョンについて ・将来のまちの構造について ・まちづくりの基本理念について
第5回	令和2年1月24日	・将来ビジョンについて ・将来のまちの構造について ・まちづくりの基本目標について
第6回	令和2年3月25日	・第6次草津市総合計画基本構想（案）について ・第6次草津市総合計画第1期基本計画（案）について
第7回	令和2年6月15日	・第6次草津市総合計画基本構想（案）について ・リーディング・プロジェクトの検討について
第8回 【分割協議】	令和2年8月17日 8月20日 8月25日 8月28日	・リーディング・プロジェクトについて ・地方創生について ・分野別施策について【※分野ごとに協議】
第9回	令和2年11月10日	・第6次草津市総合計画第1期基本計画（案）について
第10回	令和2年12月11日	・第6次草津市総合計画基本構想につき議決を求めることについて
第11回	令和3年3月17日	・第6次草津市総合計画第1期基本計画につき議決を求めることについて

2 草津市総合計画審議会

市民（各種団体代表、一般公募）および有識者等28名からなる会議です。

第6次草津市総合計画について、専門的・総合的な見地から御審議をいただくよう市長から諮問し答申を受けました。

開催年月日		主な内容
第1回 【諮問】	平成30年12月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・第6次草津市総合計画の諮問 ・第6次草津市総合計画の策定方針について ・市民意識調査（総合計画策定用）等の実施について
第2回	令和元年8月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・第5次草津市総合計画の総括評価について ・第6次草津市総合計画基本構想（案）前段部分について
第3回	令和元年10月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・社会情勢の変化について ・将来ビジョンの検討について
第4回	令和元年12月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・将来ビジョンについて ・将来のまちの構造について ・まちづくりの基本理念について
第5回	令和2年1月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・将来ビジョンについて ・将来のまちの構造について ・まちづくりの基本目標について
第6回 【書面会議】	令和2年4月16日 ～ 令和2年4月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・第6次草津市総合計画基本構想（案）について
第7回	令和2年6月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・第6次草津市総合計画基本構想（案）について ・第6次草津市総合計画第1期基本計画（案）について ・リーディング・プロジェクトの検討について
【答申】	令和2年7月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・第6次草津市総合計画基本構想（案）の答申
第8回	令和2年9月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・リーディング・プロジェクトについて ・分野別の施策について ・地方創生について
第9回	令和2年11月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・第6次草津市総合計画第1期基本計画（案）について
【答申】	令和2年12月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・第6次草津市総合計画第1期基本計画（案）の答申

市民参加の概要

1 草津市総合計画策定市民会議

各団体の関係者や一般公募の市民など25名で構成する会議です。

草津市の今後のまちづくりなどについての意見交換を行い、いただいた御意見やアイデアを第6次草津市総合計画の策定に生かしました。

開催年月日		主な内容
第1回	令和元年6月12日	《概要説明》 ・草津市の総合計画について 《ワークショップ》 ・草津市の「伸ばすところ」、「変えたいところ」、「進めたいこと」
第2回	令和元年7月19日	《ワークショップ》 ・「住みたいまちはこんなまち」
第3回	令和2年7月28日	《基調講演》 ・「協働の成功条件」～小さな成功体験を重ねて学んだこと～ 講師：松下 啓一さん 「地方自治研究家・実践家（元相模女子大学教授）」 《ワークショップ》 ・まちに感じる「愛着・誇り・共感」について ・このまちに感じる「愛着・誇り・共感」のPRに、あなたが できること ・この思いの実現には、だれの、どんな後押しが必要か
第4回 【書面会議】	令和2年8月17日 ～ 令和2年8月31日	《第6次草津市総合計画第1期基本計画（案）》 ・「私たちの役割（市民・地域、事業者等）」について

2 地域別懇談会

これからのまちづくりについて、地域の皆様とともに話し合い、いただいたアイデアや御意見を第6次草津市総合計画の策定に生かすとともに、目指すべき将来像を共有するため、各中学校区で地域別懇談会を実施しました。

開催年月日		主な内容
令和元年7月7日	《新堂中学校区》 ・笠縫東学区 ・常盤学区	《概要説明》 ・草津市の総合計画について 《ワークショップ》 ・「伸ばすところ」、「変えたいところ」、「進めたいこと」、「行政がやること」、「地域でできること」 （※玉川中学校区では、「地域の課題」、「課題解決の方向性」の内容で実施しました。）
令和元年7月16日	《草津中学校区》 ・草津学区 ・大路学区 ・渋川学区	
令和元年7月27日	《松原中学校区》 ・山田学区 ・笠縫学区 《老上中学校区》 ・老上学区 ・老上西学区	
令和元年7月31日	《玉川中学校区》 ・玉川学区 ・南笠東学区	
令和元年8月3日	《高穂中学校区》 ・志津学区 ・志津南学区 ・矢倉学区	

3 市民意識調査等

■ 市民意識調査

市民の“声”を反映した第6次草津市総合計画を策定するため、一般市民を対象として、これからの草津市の将来の都市像やまちづくりへのアイデア、市政に対する率直な御意見等をお聞きしました。

調査対象：平成30年12月1日現在、草津市にお住まいの18歳以上の方3,000人（無作為）

調査期間：平成31年1月23日～2月12日

有効回答数：1,153件

有効回収率：38.4%

■ 高校生アンケート調査

若者の“声”を反映した第6次草津市総合計画を策定するため、高校生を対象として、これからの草津市の将来の都市像やまちづくりへのアイデア、市政に対する率直な御意見等をお聞きしました。

調査対象：市内の高等学校に通学する高校2年生1,586人

調査期間：平成30年12月27日～平成31年2月19日

有効回答数：1,434件

有効回収率：90.4%

■ 転入者アンケート調査

転入してこられた方の“声”を反映した第6次草津市総合計画を策定するため、転入のきっかけや転入の決め手等の理由や市政に対する御意見等をお聞きしました。

(第1回調査)

調査対象：草津市内への転入者（世帯）

調査期間：平成31年1月8日～2月28日

有効回答数：181件

(第2回調査)

調査対象：草津市内への転入者（世帯）

調査期間：令和元年5月13日～7月12日

有効回答数：873件

4 パブリックコメントの募集

第6次草津市総合計画の策定にあたり、基本構想（案）および基本計画（案）について、広く市民の意見を募集しました。

■ 第6次草津市総合計画基本構想（案）について

実施期間：令和2年8月3日～9月2日

配架場所での閲覧者数：30人

ホームページアクセス数：309件

提出者数：2人

意見総数：7件

■ 第6次草津市総合計画第1期基本計画（案）について

実施期間：令和2年12月15日～令和3年1月14日

配架場所での閲覧者数：15人

ホームページアクセス数：311件

YouTube くさつチャンネル再生回数：99回

提出者数：2人

意見総数：4件

5 タウンミーティング

第6次草津市総合計画の策定にあたり、基本構想（案）および基本計画（案）について、市長が計画に込めた思いを説明するとともに、市民の皆様と意見交換を行いました。

（※新型コロナウイルス感染症対策のため、会場の定員数を制限するとともに、Web会議を活用して実施しました。）

■ 第6次草津市総合計画基本構想（案）

実施日：令和2年8月8日

参加者：41人（会場33人 Web会議8人）

■ 第6次草津市総合計画第1期基本計画（案）

実施日：令和2年12月20日

参加者：26人（会場23人 Web会議3人）

庁内体制の概要

1 総合計画策定委員会《10回開催》

市長、副市長、教育長、各部長で構成する庁内会議です。
総合計画策定において重要な事項の審議・協議を行いました。

2 総合計画策定委員会幹事会《17回開催》

副部長（総括）で構成する庁内会議です。
総合計画策定において横断的な調整、総合計画策定委員会に提出する案件の協議を行いました。

3 中堅職員への意見照会《4回実施》

第6次草津市総合計画の計画期間中に責任ある立場となる中堅職員（30歳～45歳までの職員）の意見を計画策定に生かすために実施しました。

草津市総合計画審議会設置条例

制定：昭和44年4月1日

条例第2号

最終改正：平成25年3月29日条例第4号

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により、草津市総合計画の策定に関し広く市民の意見を聴き、市長の諮問機関として草津市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(定数)

第2条 審議会は、委員30人以内で組織する。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織、運営その他審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 草津市建設計画審議会設置条例（昭和42年草津市条例第7号）は、廃止する。

(略)

付 則（平成25年3月29日条例第4号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

草津市総合計画審議会設置条例施行規則

制定：昭和44年4月1日

規則第4号

最終改正：平成25年4月1日規則第36号

(趣旨)

第1条 この規則は、草津市総合計画審議会設置条例（昭和44年草津市条例第2号）第3条の規定に基づき、草津市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他審議会について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員は、学識経験のある者、公共的団体その他の団体の役員、国の職員、県の職員およびその他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、総合計画策定の審議に関する事務が終了するまでとする。

(会長および副会長)

第4条 審議会に、会長および副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き議決することができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第6条 審議会は、特に必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

(関係人の出席)

第7条 審議会は、その所掌事務の遂行に必要があると認めるときは、関係人の出席を求めて、その意見または説明を聞くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総合政策部企画調整課において処理する。

(委任)

第9条 この規則の施行について、必要な事項は、会長が定める。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 草津市建設計画審議会規則（昭和42年規則第6号）は、廃止する。

（略）

付 則（平成25年4月1日規則第36号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

草津市総合計画審議会 委員名簿

区分	氏名	役職等
学識経験者	肥塚 浩【会長】	立命館大学大学院 経営管理研究科 研究科長
	土山 希美枝	龍谷大学 政策学部 教授
	三浦 克之	滋賀医科大学 社会医学講座 公衆衛生学部門 教授
	森本 美絵	京都橘大学 発達教育学部 教授
関係団体からの選出者	南 英三	草津市観光物産協会 会長
	喜田 久子	草津市健康推進員連絡協議会 監事
	内田 香織	草津市公立保育所・公立認定こども園 保護者と先生の会連絡協議会 会計監査 (令和元年10月23日まで)
	森川 友紀恵	草津市公立保育所・公立認定こども園 保護者と先生の会連絡協議会 会長 (令和元年10月24日から令和2年5月21日まで)
	田中 里沙	草津市公立保育所・公立認定こども園 保護者と先生の会連絡協議会 会長 (令和2年5月22日から)
	清水 和廣	草津市社会福祉協議会 会長
	馬場 久昭	草津市スポーツ協会 会長 (令和元年7月26日まで)
	小寺 繁隆	草津市スポーツ協会 副会長 (令和元年7月27日から)
	塚口 博司	草津市都市計画審議会 会長 立命館大学 理工学部 特任教授
	井上 一郎	草津市21世紀文化芸術推進協議会 事務長
	田中 進	草津市農業協同組合 代表理事理事長
	竹山 朋子	草津市PTA連絡協議会 会長 (令和元年6月26日まで)
	宇野 あかり	草津市PTA連絡協議会 会長 (令和元年6月27日から令和2年8月19日まで)
	久保 いづみ	草津市PTA連絡協議会 (令和2年8月20日から)
中村 繁樹【副会長】	草津市まちづくり協議会連合会 会長	

区分	氏名	役職等
関係団体からの選出者	北村 嘉英	草津商工会議所 会頭
	宮下 千代美	草津市立まちづくりセンター 運営協議会 代表
	末下 信哉	草津市老人クラブ連合会 会長 (令和元年6月26日まで)
	木村 兼久	草津市老人クラブ連合会 理事 (令和元年6月26日から令和2年6月18日まで)
	馬場 敏一	草津市老人クラブ連合会 理事 (令和2年6月19日から)
	堀井 孝	草津青年会議所 理事長 (令和元年6月26日まで)
	南 弘蔵	草津青年会議所 理事長 (令和元年6月27日から令和2年2月17日まで)
	中島 吉浩	草津青年会議所 理事長 (令和2年2月18日から)
	森田 紀美	くさつ男女共同参画市民会議い〜ぶん 代表
	中嶋 康彦	草津栗東医師会 会長
	山下 剛	草津・栗東地区労働者福祉協議会
安里 唯	立命館大学食マネジメント学部 食マネジメント学科	
公募市民	赤星 典子	公募委員
	上野 剛史	公募委員 (令和元年7月26日から)
	角谷 貴美子	公募委員
	田中 香治	公募委員 (令和元年5月15日まで)
	宮城 紀代子	公募委員
	谷地田 俊介	公募委員
	山口 陽子	公募委員

(学識経験者・公募市民は氏名、関係団体からの選出者は団体名の50音順、敬称略)

草津市総合計画策定市民会議開催要綱

平成31年3月25日

告示第50号

(設置)

第1条 草津市総合計画策定市民会議（以下「市民会議」という。）の開催に必要な事項を定めることにより、第6次草津市総合計画の策定に当たり、広く市民からの意見を求めることを目的とする。

(市民会議の委員)

第2条 市民会議の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委託する。

- (1) 関係する団体から選出された者
- (2) 草津市市民参加条例（平成24年草津市条例第21号）第8条の公募により選考する市民
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(役割)

第3条 委員は、第6次草津市総合計画の策定にあたり、次に掲げる事項について意見交換を行うものとする。

- (1) 基本構想に関すること。
- (2) 基本計画に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(会長および副会長)

第4条 市民会議に会長および副会長を置く。

- 2 会長および副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、市民会議の進行を行う。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 市民会議の会議は、市長が招集する。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 市民会議の庶務は、総合政策部企画調整課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の開催に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

草津市総合計画策定市民会議 委員名簿

区分	氏名	団体等
関係団体からの選出者	月川 由佳里	一般社団法人 びわこ薬剤師会
	嘉悦 和子【会長】	NPO法人 くさつ健・交クラブ
	河副 健一	NPO法人 草津市心身障害児者連絡協議会（令和2年7月22日まで）
	園田 実乗	NPO法人 草津市心身障害児者連絡協議会（令和2年7月23日から）
	守野 洋史	NPO法人 草津の未来を建設する市内業者会
	横井 寛	NPO法人 琵琶湖ネット草津
	横江 秀美	株式会社 横江ファーム
	鶴田 真理子	草津市国際交流協会
	野田 まり子	草津市消費者リーダー会
	木村 登代美	草津市人権擁護委員の会
	湯浅 敦	草津市青少年育成市民会議
	市川 嘉重	草津市認可保育園連盟
	山本 一房	草津市認知症キャラバン・メイト
	中村 徹	草津市美術展覧会実行委員会
	中野 佐市	草津市防災指導員連絡協議会
	寺崎 囃男	草津市ボランティア連絡協議会
	前田 武憲	草津商工会議所青年部
	内田 雪絵	くさつ☆パールプロジェクトチーム
	水野 清治	公益社団法人 滋賀県宅地建物取引業協会
	吉田 和子【副会長】	地域まちづくりセンター運営会議
梶山 和紀	パナソニック株式会社 アプライアンス社	
公募市民	川端 治	公募委員
	北川 亜里沙	公募委員
	光嶋 万結	公募委員
	藤原 教夫	公募委員
	米倉 和美	公募委員

（関係団体からの選出者は団体名、公募市民は氏名の50音順、敬称略）

草津市総合計画策定委員会設置要綱

平成30年7月24日

告示第304号

(設置)

第1条 第6次草津市総合計画（以下「総合計画」という。）の策定に向けて、市内において基本構想および基本計画の策定のための計画案の検討および協議を行うことを目的として、草津市総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 総合計画の計画案の検討および協議に関すること。
- (2) その他総合計画の策定のため必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、草津市庁議規程（平成18年草津市訓令第2号）第3条に規定する部長会議の構成員をもって組織する。

- 2 委員長は、市長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副市長をもって充てる。

(委員長等)

第4条 委員長は、委員会の事務を統括する。

- 2 委員長に事故あるとき、または欠けたときは、副委員長が所管の副市長、他の副市長の順序によりその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、委員長が必要に応じ招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、事案に関係のある職員を会議に出席させ、説明を求めることができる。

(幹事会)

第6条 委員会に、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、草津市庁議規程第11条に規定する総括副部長会議の構成員をもって充てる。
- 3 幹事会に幹事長を置き、委員長の指名する職員をもって充てる。
- 4 幹事長は、幹事会の事務を掌理する。

(庶務)

第7条 委員会に関する庶務は、総合政策部企画調整課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この要綱は、平成30年7月24日から施行する。

用語解説

※【 】横のページは、用いられているすべてのページを表記しています。

数字・アルファベット順

【2025年問題】 14ページ

団塊の世代（1947年～1949年生まれ）が2025年頃までに後期高齢者（75歳以上）となることにより、医療費など社会保障費の増大が懸念される問題のこと。

【2040年問題】 14ページ

団塊ジュニア世代（1971年～1974年生まれ）が2040年頃までに高齢者（65歳以上）となることにより、高齢化率がピークを迎え、社会保障費の増大に加え、生産年齢人口の大幅な減少が懸念される問題のこと。

【AI】 21、40ページ

Artificial Intelligence（アーティフィシャル・インテリジェンス）の略。人間にしかできなかったような高度に知的な作業や判断をコンピュータを中心とする人工的なシステムにより行えるようにした人工知能のこと。

【ICT】 16ページ

Information and Communication Technology（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー）の略で、コンピュータ情報通信ネットワーク（インターネット等）の情報通信技術を表す言葉。

【RPA】 21、40ページ

ロボットによる業務自動化（Robotic Process Automation（ロボティック・プロセス・オートメーション））の略で、人間がコンピュータを操作して行う作業を、ソフトウェアによる自動的な操作によって代替すること。

【Society 5.0】 21ページ

サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間

中心の社会（Society（ソサエティ））のこと。狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱。

50音順 ア行

【新しい生活様式】 17ページ

新型コロナウイルス感染防止の3つの基本である①身体的距離の確保②マスクの着用③手洗いの実施や「3密（密集、密接、密閉）」を避けることなどを取り入れた日常生活のこと。

【イノベーション】 21ページ

これまでになかった技術や仕組みを打ち出すことで既存の仕組みや在り方を一変させること。

50音順 カ行

【ガーデンシティくさつ】 39ページ

一般的にいう田園都市づくりではなく、草津川跡地をはじめとする公共空間での市民協働によるガーデニングなどの取組のこと。

【関係人口】 14ページ

移住した定住人口でもなく、観光に来た交流人口でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のこと。

【草津市健幸都市基本計画】 1ページ

健幸都市の実現を目指し、「まち」「ひと」「しごと」を切り口として、健幸づくりの取組を定めた計画。

【草津市まち・ひと・しごと創生総合戦略】

1ページ

人口減少局面で生じる様々な課題による影響を最小限に食い止めつつ、将来においてもさらに魅力的で持続可能なまちを目指して、「まち・ひと・しごと創生法」に基づき策定した計画。

【クラウドファンディング】 23ページ

サービスやアイデアなどをインターネットを使って不特定多数の方に発信し、賛同を得られた人達から資金を集める方法のこと。

【健康寿命】 16、35ページ

2000年にWHO（世界保健機構）が提唱した概念で、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。

【古代官道】 7ページ

古代律令制国家において、中央と地方機関を結ぶための幹線道路として整備・管理・維持された道路のこと。

【コンパクトシティ・プラス・ネットワーク】

20、39ページ

まちの各拠点を公共交通で結ぶという考え方のこと。本市では、人口減少や高齢化が進行する将来においても持続可能なまちであり続けるために、草津市立地適正化計画、草津市版地域再生計画、草津市地域公共交通網形成計画を策定し、各拠点を公共交通で結ぶコンパクトシティ・プラス・ネットワークのまちづくりを進めている。

50音順 サ行

【再生可能エネルギー】 19、37ページ

石油や石炭、天然ガスなどの有限な資源である化石エネルギーとは違い、太陽光や風力、地熱などの自然界に常に存在するエネルギーのこと。

【資源循環型社会】 19ページ

持続ある成長を続けていくために、限りある資源を効率良く利用し、排出された廃棄物を単に処理する社会から、廃棄物の発生を極力抑え、発生した廃棄物は環境に負荷を与えないように再利用や再資源化する社会のこと。

【市民公益活動】 18ページ

不特定多数のものの利益の増進に寄与することを目的とし、特定の課題解決に向けて自発的か

つ自主的に行う営利を目的としない活動のこと。

【社会資本ストック】 23ページ

国・自治体などの公的機関によって整備された道路・港湾・上下水道・公園・通信などの国民経済全体の基礎として形成されてきた社会資本の量のこと。

【新型コロナウイルス感染症】 17ページ

「コロナウイルス」（人や動物の間で広く感染症を引き起こすウイルス）として新たに見つかった「新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）」による感染症。2019年末に中国で感染者が確認されて以降、世界各国で感染が拡大している。正式名称は「COVID-19」。

【ステークホルダー】 22、31ページ

企業、行政、NPO等の組織が活動を行うことで影響を受ける利害関係を有する者のこと。

【セーフティーネット】 34ページ

地域社会において、憲法が保障する健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を守るための仕組みのこと。

50音順 タ行

【脱炭素化】 37ページ

地球温暖化の原因となる二酸化炭素などの温室効果ガスの排出を防ぐために、石油や石炭などの化石燃料から脱却すること。

【多文化共生社会】 15、34ページ

国籍や民族などの異なる人々が互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きている社会のこと。

【地域共生社会】 15、34ページ

社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超越して、地域住民や地域の

多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

【地域包括ケアシステム】 15ページ

住み慣れた地域で自分らしい生活を人生の最後まで続けることができるよう、「住まい」、「医療」、「介護」、「予防」、「生活支援」が切れ目なく一体的に提供される体制のこと。

【中間支援組織】 18ページ

まちづくりを活性化させるために組織が持つノウハウ、情報、ネットワーク等を活用し、まちづくりに取り組む各主体の活動を支援するなど、市民と市民、市民と市などの間に立って、各主体の連携を促進するコーディネート役を担う組織のこと。本市では、中間支援組織として（公財）草津市コミュニティ事業団と（福）草津市社会福祉協議会を指定。

【超高齢社会】 14ページ

高齢者（65歳以上）の割合が全人口の21%を超えた社会のこと。

【都市のスポンジ化】 20ページ

都市の内部で空地や空き家がランダムに数多く発生し、多数の小さな穴をもつスポンジのように都市の密度が低下すること。

50音順 マ行

【まちなか】 28、29、30、39ページ

JR草津駅・南草津駅周辺の市街地のこと。

50音順 ラ行

【ロボティクス】 21ページ

ロボットの設計、製造などに関する研究（ロボット工学）およびビジネスの現場等におけるロボットの運用に関する研究のこと。

第6次草津市総合計画

基本構想

令和3年3月

編集・発行：草津市総合政策部企画調整課

〒525-8588 滋賀県草津市草津三丁目13番30号

TEL：077-561-2320

FAX：077-561-2489

URL：<http://www.city.kusatsu.shiga.jp/>

